

# 今後の学校施設のバリアフリー化の推進に関する取組について

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議（令和7年8月）

①学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

②公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標案  
(令和8年度～12年度)

③既存施設等におけるバリアフリー化の促進のための新たな取組

- 学校施設のバリアフリー化の整備方針・計画の策定促進
- 当事者参画の推進
- 学校施設のバリアフリー化ガイドブック(仮称)
- 学校施設バリアフリー化プラットフォーム(仮称)
- 学校施設のバリアフリー化推進に関する周知動画

①学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案  
【別添1】

# 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

○直近のバリアフリー基準の見直しや障害当事者団体からのヒアリング、直近の学校整備の整備事例等から整理した学校整備に当たってのバリアフリー化のポイントや留意点などを、推進指針に反映

## <改訂の主なポイント>

(総論・基本的な考え方)

○バリアフリー化に関する意義や考え方、バリアフリー化を行う対象等についての記載の充実

- ・バリアフリー化は、全ての子供たちの学びの保障に関わることを追記
- ・障害の有無に関係なく、一緒に学び、生活し、どの児童生徒等にとってもウェルビーイングを確保するといった観点から、バリアフリーに対する認識を捉えなおすことについて追記
- ・バリアフリー基準の改正による規定の充実等の状況について追記
- ・物理的な障壁だけでなく、五感に関するものや情報アクセスなど、あらゆるものが障壁になる可能性があることを考慮しながら、バリアフリー化を検討することを追記
- ・水害発生時の垂直避難への対応の重要性や避難所整備やまちづくりと連携したバリアフリー化の推進について追記

○当事者参画に関する記載の充実

- ・当事者参画の重要性や、当事者参画を通じたバリアフリー化の質の向上や心のバリアフリーの推進の取組につなげていくことについて追記

○整備計画の策定、計画的な整備に関する記載の充実

- ・配慮が必要な児童生徒等にとってのエレベーター整備の重要性や配慮を要する児童生徒等の入学に関する情報を早期に把握しつつ、児童生徒が学校で過ごせる期間を見据えたうえで、バリアフリー化を行うことの重要性について追記
- ・施設の運営・管理、人的支援等のソフト面との連携の充実について追記

# 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

(学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点)

○標準化されたバリアフリー整備や災害時を想定した対応等について記載を充実

- ・標準化されたバリアフリー整備や災害時を想定した観点、児童生徒等の安全に係る観点について、記載の位置づけを引き上げ  
(階段上下端部への視覚障害者誘導用(点状)ブロックの敷設などについて、標準的に備えるものとして位置づけを見直し等)
- ・災害時の避難の冗長性の担保の観点から、避難経路を複数確保することについて追記
- ・避難所として利用される際の災害時用トイレの設置の計画等について追記

○各障害種への対応に関する記載を充実

- ・車いす利用者への対応の観点について追記
  - 車いす利用者便房の各階への設置、オムツ交換台導入の際の大型ベッドの設置の対応
  - 屋外運動場の表層の仕様について、車いす利用者等の移動のしやすさ等も勘案して計画
  - 屋内運動場のステージ等の昇降への対応、階段教室における車いす利用者用のスペースの確保 等
- ・視覚障害者への対応の観点について追記
  - 弱視者に対応した案内表示の留意点 等
- ・聴覚障害者への対応の観点について追記
  - 難聴者に対する反響等による聴こえづらさの低減、改善等
  - カメラ付インターホン・デジタル無線方式の補聴援助システム・屋内運動場等での文字表示装置 等

○発達障害等への対応の観点について追記

- 落ち着きを取り戻すことができるカームダウンスペース等の設置やオープン型の教室における空間を区切れる工夫
- 自分の位置が把握しやすくなるよう色などによる案内表示の工夫 等

②公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する  
整備目標案(令和8年度～12年度)  
【別添2】

# 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標案

- 整備目標を設定した令和2年からの一定程度、バリアフリー化が進んできているところであるが、令和7年度末までの整備目標の達成に向けて、進捗は十分ではない状況(現状の進捗状況では少なくとも10年以上の期間が必要)
- 令和8年度以降も取組が必要であり、現行の整備目標の一刻も早い達成に向けて取り組んでいくことが必要。  
※バリアフリー法に基づく基本方針においても、次期計画期間中(令和8～12年度)の整備目標の検討が進んでおり、学校施設の整備目標についても設定が必要な状況
- 加えて、計画的な整備を促す取組や、整備の質の向上を図っていく取組も必要であり、整備目標と合わせて取組を推進していくことが必要。

## 現行の整備目標(令和3～7年度末)

| 整備目標       |  |
|------------|--|
| バリアフリースイッチ | 避難所に指定されているすべての学校に整備※<br>[校舎] (R7見込み) 77.2%<br>[屋内運動場] (R7見込み) 51.3%<br>※約97%に相当                                 |
| 段差解消       | 門から建物の前まで<br>全ての学校に整備<br>[校舎] (R7見込み) 85.6%<br>[屋内運動場] (R7見込み) 81.6%   |
|            | 昇降口・玄関等から教室等まで<br>全ての学校に整備<br>[校舎] (R7見込み) 67.4%<br>[屋内運動場] (R7見込み) 67.4%  |
| エレベーター     | 要配慮児童生徒等が在籍するすべての学校に整備※<br>[校舎] (R7見込み) 32.9%<br>[屋内運動場] (R7見込み) 72.4%<br>※校舎については、約43%に相当<br>屋内運動場については、約78%に相当 |

## 次期整備目標(令和8～12年度末)

- 現行整備目標の一刻も早い達成  
※バリアフリー化の充実に向けた以下取組も促進
  - ・バリアフリー法施行令の改正を踏まえて、トイレについては、新築・改築時等のもとより、長寿命化改修等の大規模改修時にも各階への車いす使用者用トイレを設置
  - ・段差解消について、災害時の避難経路を複数確保
  - ・エレベーターについて、配慮が必要な児童生徒の入学等の見込みを早期に把握し、優先的に整備

## 取組目標(新規)

- 整備計画の策定に関する取組目標を新たに設定  
令和12年度末までに原則すべての学校設置者においてバリアフリー化に関する整備計画・方針を策定
- 当事者参画に関する取組目標を新たに設定  
令和12年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画を実施

③既存施設等におけるバリアフリー化の促進のための  
新たな取組

## 学校施設のバリアフリー化の整備方針・計画の策定促進

- 令和6年度時点で、バリアフリー化に関する整備計画を策定している学校設置者は約3割であり、策定が進んでいない状況
- 一方で、計画的にバリアフリー化を進めるために、整備方針や計画を策定することなどにより、整備の見通しを持つことが必要があり、整備方針等の策定についても目標設定し、学校設置者の取組を推進
- これに併せて、実効性のある整備方針等が策定されるよう、計画的にバリアフリー化を進めている学校設置者における取組事例を収集・整理し、そのポイント等について周知を図り、各学校設置者の取組を支援することが必要

### <整備方針・計画の策定に必要な要素の整理>

- ・域内の学校施設のバリアフリー化の状況
- ・域内の学校施設のバリアフリー化の進め方
  - 必要なバリアフリー化の内容
  - 実施方法と実施時期
- ・[段階的な整備を行う場合]各段階で達成するバリアフリー化の水準・目標やその方法、優先順位の考え方 等
- ・要配慮児童生徒等の事前把握と入学時の対応方針(入学に関する情報の把握方法やエレベーター等の優先的な整備に関すること等)

### <効果的・効率的な整備方針・計画の策定促進の取組>

- ・域内学校の効率的・効果的なバリアフリー化の方法整理(実践例の紹介など)
- ・インフラ長寿命化計画の個別施設計画への適切なバリアフリー化整備の反映
  - ※現在、ほぼすべての公立学校の学校設置者が計画を策定しており、現在、個別施設計画の更新を呼び掛けているところ
- ・個別施設計画の更新にあわせて、当事者参画を行いながら、関係者間での相互理解・合意形成を図り、バリアフリー化に関する内容を盛り込むよう促進

# バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（1）

【文部科学省の整備目標を踏まえ、令和7年度までのバリアフリー化を目指している事例】

（埼玉県戸田市）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)  
全18校

|       | バリアフリー<br>トイレ | 段差解消<br>(敷地)    | 段差解消<br>(建物内)   | エレベータ<br>ー     |
|-------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 校舎    | 83%<br>(100%) | 22%※1<br>(100%) | 22%※1<br>(100%) | 78%<br>(89%)※2 |
| 屋内運動場 | 78%<br>(100%) | 50%<br>(94%)※3  | 39%<br>(100%)   | 94%<br>(94%)※2 |

※1 設計事務所による現地調査を経て、精緻に把握した数値

※2 国が目標としている要配慮児童生徒等が在籍する学校については100%

※3 数年後に改築予定の1校(6%)についても、屋内運動場入口のスロープを改修するなど特に主要な動線を精査した整備を行い、全校でバリアフリー環境整備を図っている。

## ➡ 令和7年度までに、整備ができるよう事業を計画

- 文部科学省が目標としている令和7年度という期限を意識し、令和7年度までにスピーディーに工事を実現できるよう整備内容を精査し、令和4年度中にバリアフリー化の方針を固め予算化を行った。
- エレベーターのない学校については、令和7年度末までに可能な限り整備を進めるため、比較的速やかに整備可能な斜行型段差解消機を設置することとした。エレベーターについては、今後増改築を進める中で、整備していくことを考えている。
- 昨今の人手不足や資材調達に時間を要する社会情勢を踏まえ、入札不調となるおそれもあることを考慮して、工事の組み合わせを工夫した。

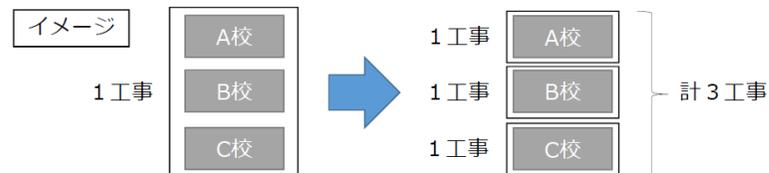
## 事業スケジュール

| R2                  | R3 | R4                   | R5         | R6                                    | R7 |
|---------------------|----|----------------------|------------|---------------------------------------|----|
| R2.12<br>国の目標<br>設定 |    | バリアフリー化の方針を固め<br>予算化 | 設計業務<br>委託 | 工事<br>令和7年度までに<br>一定水準へ整備する<br>ことを目指す |    |

## 工事の組み合わせ工夫

### ○工事の組み合わせの工夫

- 単純な事務効率のみで考えると、複数校をまとめて1工事とする<sup>ことも考えられるところ…</sup>
- 受注機会の拡大を図り、入札不調のリスクを低減するため、**基本的に1～2校 = 1工事として発注**



## 工事と補助金のスケジュール

| 1月        | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月                               | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |  |
|-----------|----|----|----|----|----|----------------------------------|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--|
| 従来のスケジュール |    |    |    |    |    |                                  |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
| ○内定       |    |    |    |    |    |                                  |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|           |    |    |    |    |    | ○入札                              |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|           |    |    |    |    |    | ○契約                              |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|           |    |    |    |    |    | 現場着手                             |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|           |    |    |    |    |    | 夏季休業までの準備がタイト                    |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|           |    |    |    |    |    | ※国庫補助事業のため内定前に着手できないという制約あり      |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
| 今回のスケジュール |    |    |    |    |    |                                  |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
| ○内定       |    |    |    |    |    |                                  |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
| ○入札       |    |    |    |    |    |                                  |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|           |    |    |    |    |    | ○契約                              |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|           |    |    |    |    |    | 現場着手                             |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|           |    |    |    |    |    | 十分な準備期間<br>・入札不調に備えたバッファ<br>夏季休業 |    |    |     |     |     |    |    |    |  |

# バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（2）

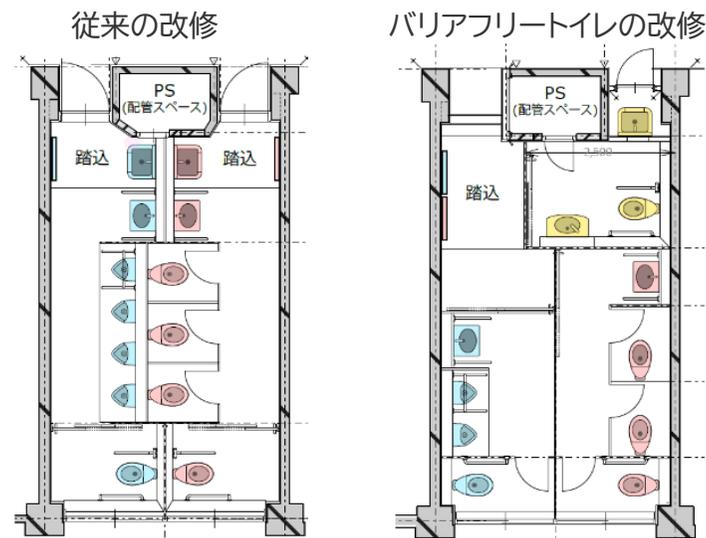
## 【着実にバリアフリー化を進めている事例】 （兵庫県神戸市）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)  
全249校

|       | バリアフリー<br>トイレ | 段差解消<br>(敷地) | 段差解消<br>(建物内) | エレベータ<br>ー   |
|-------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 校舎    | 80%<br>(96%)  | 94%<br>(95%) | 86%<br>(86%)  | 76%<br>(77%) |
| 屋内運動場 | 72%<br>(89%)  | 95%<br>(96%) | 86%<br>(87%)  | 84%<br>(84%) |

- ・バリアフリートイレについては、校舎及び屋内運動場に1カ所ずつ整備することを目標とし、長寿命化・大規模改修やトイレ改修に合わせて整備を行っている。屋内運動場への整備が困難な場合は、校舎からのバリアフリー経路を確保することとしている。
- ・段差解消については、長寿命化・大規模改修や段差解消整備で実施している。
- ・エレベーターは要配慮児童生徒等の入学する学校、また未整備の学校に整備している(年3～4校)。要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備済。
- ・要配慮児童生徒等の個別の状況を踏まえ、特別支援改修を実施。
  - 肢体不自由児童の移動経路となる屋外通路について、当該児童や保護者立ち合いのもと検討し、舗装・手すり等を設置
  - 紫外線を長時間浴びると体調不良を起こすため、当該児童が利用する教室やその動線などの窓に紫外線防止フィルムを施工
  - 大型電動車いすを利用する肢体不自由児童がバリアフリートイレを利用するにあたり、保護者や介助者の意見を聞き、介助しやすい配置に改修 等

バリアフリートイレ整備例

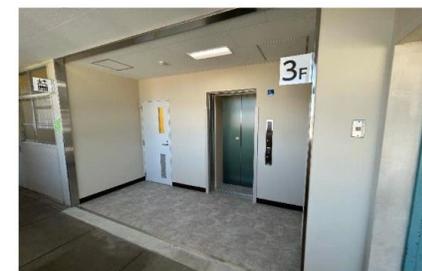


エレベーター整備の事例

改修前



改修後



## バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（3）

### 【エレベーター整備を計画的に進めた事例】 【避難所整備の観点からトイレ整備を進めた事例】 (大阪府豊中市)

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)  
全55校

|       | バリアフリー<br>トイレ  | 段差解消<br>(敷地)   | 段差解消<br>(建物内)  | エレベーター         |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 校舎    | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) | 91%<br>(98%)   |
| 屋内運動場 | 55%<br>(93%)   | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) |

- 平成7年から既存施設へのエレベーター設置を進め、令和7年度中に、設置が概ね完了する予定(域内の学校55校)
  - 大規模改修等に併せたエレベーターの設置では各学校の設置に時間かかるため、エレベーター単独で整備を実施
  - 要配慮児童生徒等の在籍や入学予定のある学校を優先的に整備しながら、年に1~2校ずつ設置
  - 長寿命化計画にバリアフリー整備も位置づけ、計画策定後は、整備のペースを上げて整備
- トイレについては、各学校への設置が一刻も早く進むよう、一系統(管が繋がっている一階から上層階まで)を先行して、バリアフリートイレの設置、トイレの洋式化を実施
- 屋内運動場のトイレについては、令和6年度時点で未整備の学校が20校ほどとなっていたが、避難所整備の観点から、緊急防災・減災事業債を活用して、令和7年度末までに整備を行う予定

### 【ソフト・ハード両面から段階的にバリアフリー化の充実を図っている事例】 (滋賀県草津市)

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)  
全20校

|       | バリアフリー<br>トイレ  | 段差解消<br>(敷地)   | 段差解消<br>(建物内)  | エレベーター         |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 校舎    | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) |
| 屋内運動場 | 100%<br>(100%) | 75%<br>(75%)   | 95%<br>(95%)   | 95%<br>(95%)   |

- 草津市教育振興計画において、インクルーシブ教育の充実を掲げ、十分に教育を受けられるための合理的配慮を充実させ、すべてのこどもの多様性を受け入れる環境整備を推進
- 平成15年の小学校の新設の際にエレベーターを設置。その後、既存小中学校についてもエレベーター設置を進め、平成28年には、全ての小中学校にエレベーターを設置(校舎の増築や大規模改修時等に併せて設置)
- 配慮が必要な児童生徒の入学予定の把握については、学区内にいる3~5歳児の情報を把握し、配慮が必要な児童がいれば入学の1年前からは、どのような支援が必要か調整を始めている(幼稚園・保育園と学校間で情報共有し、教育委員会に必要な人員等を要求)
  - ※滋賀県独自の制度として、特別な教育的支援が必要な児童2名に対して、インクルーシブサポーターを学校に1名配置。また、市独自の制度として、合理的配慮支援員を各校1名配置。
- 特別支援学校への就学と判定された児童であっても、希望すれば、地域の学校で受け入れる方針。受け入れに当たっては、合理的配慮の範囲で、バリアフリー化を実施(就学中も保護者等からの要望を聞きながら、可能な範囲で随時環境整備を実施)
- スロープ、トイレについても、全ての小中学校で設置

# バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（4）

## 【配慮が必要な児童生徒を早期に把握し、バリアフリー化を進めている事例】

（愛知県豊田市）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)

全103校

|       | バリアフリートイレ    | 段差解消(敷地)       | 段差解消(建物内)    | エレベーター       |
|-------|--------------|----------------|--------------|--------------|
| 校舎    | 77%<br>(78%) | 100%<br>(100%) | 71%<br>(73%) | 68%<br>(70%) |
| 屋内運動場 | 71%<br>(72%) | 100%<br>(100%) | 70%<br>(72%) | 97%<br>(98%) |

- ・配慮が必要な児童生徒の入学の予定を早期に把握し、計画的に整備を実施
- ・要配慮児童生徒の把握の方法としては、小学校の入学については、保育部局や福祉部局と連携をして、毎年、幼稚園・こども園・こども発達センターに対して、該当する児童がいないかどうかを照会、中学校については、小学校にヒアリングをして早期に把握
- ・特別支援教育連携協議会※（年2回開催）において、障害児童生徒の情報の共有を行っている。その他、こども発達センターの会合に参加して、障害のある児童の情報を入手したり、就学支援委員会（年3回）において、障害児童生徒の情報を報告  
※教育、福祉、医療、労働等の関係部局の連携協力を円滑にするためのネットワーク
- ・整備に当たっては、対象校の検討で1年、設計で1年、工事で1年で、トータルで3年かかることを見越して、入学に係る情報を把握し、整備を計画
- ・転入等で急に対応が必要な場合、できる範囲での改修(段差の解消など)や特別支援教育支援員(学級運営補助指導員)の配置などを特別支援教育アドバイザーと学校の間でやり取りしながら、配慮が必要な児童生徒の受け入れをハード・ソフト一体で対応

## 【長寿命化計画等にバリアフリー化を位置付けて、整備を進めている事例】

（東京都町田市）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)

全62校

|       | バリアフリートイレ      | 段差解消(敷地)       | 段差解消(建物内)      | エレベーター        |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 校舎    | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) | 37%※<br>(48%) |
| 屋内運動場 | 66%<br>(66%)   | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) | 76%<br>(76%)  |

※令和7年度末には、48%となる予定(7校整備予定)

- ・全国に先駆けて、昭和49年にバリアフリー化に関する建築物等の整備基準を策定
- ・学校施設については、新設される学校はもとより、既存施設についても大規模改修や増築等の際に、バリアフリー整備を実施
- ・全ての小中学校にバリアフリートイレ、スロープ、視覚障害者用の誘導用のブロックを設置
- ・エレベーターの整備については、インフラ長寿命化の個別施設計画に具体的整備スケジュールを示し、設置を推進
- ・バリアフリー基本構想に指定避難場所等に指定されている学校を生活関連施設として位置づけ、まちづくりの観点からも整備を推進している

町田市立学校個別施設計画におけるバリアフリー化工事の記載

### (6) バリアフリー化

【工事内容】：児童・生徒、教職員、来校者を含む要配慮者への対応としてエレベータを設置する工事

表8. バリアフリー化工事の計画表

| 設置年度      | 対象校                    | 備考         |
|-----------|------------------------|------------|
| 2023-24年度 | 町二中、南大谷中、鶴二中、真光寺中      | 完了(2024年度) |
| 2024-25年度 | 成瀬台中                   | 工事中        |
| 2025-26年度 | 木曾中、小山田中               |            |
| 2026年度以降  | 上記中学校の工事完了後、順次小学校の検討着手 |            |

※建替え、長寿命化改修、リニューアル工事を行う学校にはエレベータを設置

# バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（5）

## 【各年度の具体目標を設定し、バリアフリー化を進めている事例】

（千葉県千葉市）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定) 全161校

|       | バリアフリー<br>トイレ | 段差解消<br>(敷地) | 段差解消<br>(建物内) | エレベータ<br>ー   |
|-------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 校舎    | 97%<br>(100%) | 96%<br>(97%) | 81%<br>(84%)  | 57%<br>(64%) |
| 屋内運動場 | 30%<br>(41%)  | 96%<br>(96%) | 82%<br>(82%)  | 96%<br>(96%) |

- 市の今後の教育行政の指針となる「第3次千葉市学校教育推進計画」は、6つの「柱」、21の「施策の方針」で構成され、施策方針ごとに「成果指標」及び個別具体の事業からなる「アクションプラン」を定めている。
- 施策方針の一つである「充実した教育施設・設備」のアクションプランとして、バリアフリー環境整備を設定し、バリアフリー化の推進を図っている。

### 第3次千葉市学校教育推進計画におけるバリアフリー環境整備のアクションプラン

No.63 バリアフリー環境整備

障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境を整備します。

| 現在                              | 令和5年度                           | 令和6年度                           | 令和7年度                           | 令和8年度 | 中間目標<br>令和9年度                  |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------|--------------------------------|
| ○エレベーター設置校数                     |                                 |                                 |                                 |       |                                |
| 小：54校<br>中：32校<br>高：1校<br>特：3校  |                                 |                                 |                                 |       | 小：74校<br>中：37校<br>高：2校<br>特：3校 |
| ○スロープ設置校数（校舎及び屋内運動場）            |                                 |                                 |                                 |       |                                |
| 小：81校<br>中：40校<br>高：1校<br>特：3校  |                                 |                                 | 小：108校<br>中：54校<br>高：2校<br>特：3校 |       |                                |
| ○多機能トイレ整備校数                     |                                 |                                 |                                 |       |                                |
| 小：104校<br>中：50校<br>高：2校<br>特：3校 | 小：106校<br>中：51校<br>高：2校<br>特：3校 | 小：108校<br>中：54校<br>高：2校<br>特：3校 |                                 |       |                                |

## 【バリアフリー基本構想の生活関連施設に学校を位置付けて、整備を進めている事例】

（東京都台東区）

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定) 全26校

|       | バリアフリー<br>トイレ | 段差解消<br>(敷地) | 段差解消<br>(建物内) | エレベータ<br>ー     |
|-------|---------------|--------------|---------------|----------------|
| 校舎    | 85%<br>(85%)  | 96%<br>(96%) | 81%<br>(81%)  | 77%<br>(81%)   |
| 屋内運動場 | 85%<br>(85%)  | 96%<br>(96%) | 81%<br>(81%)  | 100%<br>(100%) |

- バリアフリー法に基づき市町村が作成する基本構想において、生活関連施設として区立小中学校を位置づけ、個別の学校ごとに、施設の現状と今後の整備方針を定めている。

### 台東区バリアフリー基本構想における区立小学校の記載例

学-6：谷中小学校（事業主体：台東区教育委員会）

#### ●施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成2年度完成、以降現在まで大規模改修は行われていません。エレベーターは設置済みですが、運用上、給食運搬用としています。階段昇降が困難な方が来校された場合等の利用は柔軟に対応します。トイレ洋式化工事は、令和3年度に実施しました。車椅子使用者用トイレは設置済みです。  
完成後30年が経過するため、高額な費用を要す設備は、大規模改修時の設計に反映させていくこととし、当面は、学校関係者の要望を聞きながら、運用の改善や、対応可能な整備工事を検討していきます。

#### ●特定事業内容

| 項目        | 特定事業の主な内容   | 短期 | 中期 | 長期 |
|-----------|---|----|----|----|
| 出入口・敷地内通路 | 歩道から建築物入口まで連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。                                      |    |    | ■  |
| 通路（廊下）    | 段差がある箇所はスロープを設置するなどして段差を解消します。  |    | ■  |    |
| トイレ       | オストメイト対応の設備を車椅子使用者用トイレまたは一般トイレに設置します。<br>洗浄ボタンやペーパーの配置を統一し、わかりやすく表記します。 |    | 継続 |    |
| 駐車場       | 出入口に近い場所に障害者用駐車施設を設置し、わかりやすく表記します。                                      |    | 継続 |    |
| 案内・情報提供   | エレベーター・トイレなどに音声案内を設置します。  |    |    | ■  |
|           | 筆談具を設置し、「筆談できます」ということを示す耳マークを掲示します。<br>コミュニケーションボードを設置します。              |    | 継続 |    |

#### ●独自の取り組み

- 「特別の教科 道徳」を要とした、学校の全教育活動における道徳教育において、「相互理解・寛容」や「社会正義」などについての大切さについて学びます。
- 「学校2020レガシー」教育において、障害者スポーツに対する理解を深めます。

# バリアフリー化を計画的に進めている学校設置者の実践例（6）

高槻市バリアフリー基本構想より引用(令和4年3月)

【バリアフリー基本構想に教育委員会が参画し、取り組んでいる事例】

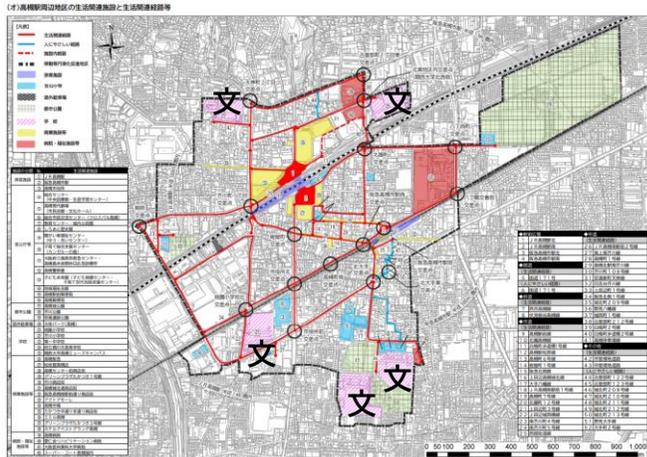
(大阪府高槻市)

バリアフリー化の状況(令和6年9月時点、()内は令和7年度までの予定)  
全59校

|       | バリアフリートイレ    | 段差解消(敷地)       | 段差解消(建物内)      | エレベーター         |
|-------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 校舎    | 98%<br>(98%) | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) | 44%<br>(48%)   |
| 屋内運動場 | 98%<br>(98%) | 98%<br>(98%)   | 100%<br>(100%) | 100%<br>(100%) |

- ・バリアフリー基本構想の改定等に当たって、教育委員会からも庁内検討組織の委員として参画。
- ・平成23年の基本構想策定時より学校を基本構想における生活関連施設に位置付けるとともに、特定事業として短期・中期・長期で必要な整備内容を各施設の状況を踏まえて個別に整理し、バリアフリー化を推進(バリアフリー情報についても個別表示)。  
※基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施が必要

移動等円滑化促進地区等の設定



建築物特定事業に位置付けられた学校の例

| 番号       | 第一中学校 | 所在地                            | 城内町1-35 | 用途   | 公共学校 |     |
|----------|-------|--------------------------------|---------|------|------|-----|
| 23       |       | 整備内容                           |         | 目標時期 |      |     |
|          |       |                                |         | 短期   | 中期   | 長期  |
|          |       | エレベーターの設置                      |         | ○    |      |     |
|          |       | トイレの改善(対応設備の表示)                |         | ○    |      |     |
|          |       | トイレの改善(オストメイト対応設備)             |         | ○    |      |     |
|          |       | 案内設備の改善                        |         | ○    |      |     |
| 施設標識の設置  |       | ○                              |         |      |      |     |
| バリアフリー情報 |       | バリアフリー経路<br>遊歩→出入口 案内設備 エレベーター |         | トイレ  | 駐車場  | 授乳室 |
|          |       |                                |         |      |      |     |

| 番号       | 郡家小学校 | 所在地                            | 郡家新町68-1 | 用途   | 公共学校 |     |
|----------|-------|--------------------------------|----------|------|------|-----|
| 11       |       | 整備内容                           |          | 目標時期 |      |     |
|          |       |                                |          | 短期   | 中期   | 長期  |
|          |       | エレベーターの設置                      |          | 済    |      |     |
|          |       | 施設標識の設置                        |          | 済    |      |     |
| バリアフリー情報 |       | バリアフリー経路<br>遊歩→出入口 案内設備 エレベーター |          | トイレ  | 駐車場  | 授乳室 |
|          |       |                                |          |      |      |     |

| 番号       | 第二中学校 | 所在地                            | 郡家本町52-1 | 用途   | 公共学校 |     |
|----------|-------|--------------------------------|----------|------|------|-----|
| 12       |       | 整備内容                           |          | 目標時期 |      |     |
|          |       |                                |          | 短期   | 中期   | 長期  |
|          |       | エレベーターの設置                      |          | ○    |      |     |
|          |       | トイレの改善(対応設備の表示)                |          | 済    |      |     |
|          |       | トイレの改善(オストメイト対応設備)             |          | 済    |      |     |
|          |       | 案内設備の改善                        |          | 済    |      |     |
| 施設標識の設置  |       | 済                              |          |      |      |     |
| バリアフリー情報 |       | バリアフリー経路<br>遊歩→出入口 案内設備 エレベーター |          | トイレ  | 駐車場  | 授乳室 |
|          |       |                                |          |      |      |     |

## 当事者参画の推進

- バリアフリー整備の質の向上を図っていくためには、当事者参画を推進していくことが必要。
- 国土交通省で開催している「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、「当事者参画について、公共交通機関や公共施設、まちづくり等、それぞれの特色にあった当事者参画の議論を進める必要がある。」と意見されており、学校施設に適した、当事者参画の方法等について整理をしていくことが必要。
- 学校設置者における当事者参画の実施を促しながら、その好事例を収集・整理し、その周知を図ることが必要。

### <当事者参画の実施に必要な事項、方法等>

- ・当事者参画の意義、効果
  - 当事者と学校設置者との間の相互理解(バリアフリーの必要性と整備に係る課題等)を深め、納得感のある質の高い整備につなげる
  - ハード面整備の観点だけでなく、ソフト的な観点からバリアフリー化への意識啓発にもつながる
- ・当事者参画のフェーズ、参画の方法
  - 新築・改築、大規模改修、バリアフリー改修時(トイレ洋式化その他の関連管工に併せてバリアフリー改修を行う場合も含む)、事後評価
  - 学校整備に関する委員会への参画、ワークショップ、アンケート・ヒアリング、説明会、パブリックコメント、現地確認・類似施設見学(他の整備案件への還元)
- ・当事者の人選
  - 子ども、保護者、教職員、地域の障害者・高齢者・妊産婦等
  - 多様なニーズを反映したり質の高い施設整備を進めるためには、施設の利用にあたって多くの制約を受ける障害者からのニーズを丁寧に吸い上げることができる人選を行うことが重要
- ・ファシリテーター、アドバイザーの活用
  - 当事者と事業者等の間に立って調整を行う(ハード・ソフトのバリアフリー化、障害者等の特性等に関する情報や技術を有した者(学識有識者、建築士、福祉分野の専門家等)を想定)
- ・自治体間の情報共有の場の提供

※「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」(令和7年5月国土交通省)を参照しながら、取組を推進

# 当事者参画の実践例（1）

## ①設計時における実践例

（岡山県岡山市）

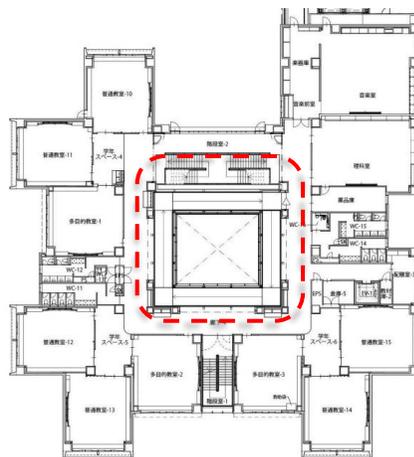
- ・不特定多数の人が利用する施設の整備にあたって、高齢者、障害者など誰もが使いやすいものにするために、利用する立場から設計支援委員の意見を聴き、設計に反映させる制度を運用。

<学校整備において付された意見と対応例>

| 設計支援委員からの意見   | 具体化の結果・状況  |
|---|--|
| ○ コミュニティハウスの身体障害者用駐車場の位置が一番奥ではなく、出入口に近いほうがよい。                     | → ご指摘のとおり、身体障害者用駐車場の位置は、出入口に近い場所に変更します。                  |
| ○ 和室の段差が、210mmとなっているが、中途半端な高さではないか。400mm～450mm程度あれば、車椅子での移乗がしやすい。 | → 地元と協議した結果、段差をなしにします。                                   |
| ○ 玄関脇のベンチの横に縦の手すりが欲しい。  | → ご指摘のとおり、縦の手すりを設置します。                                   |
| ○ 建物の中に入ってからの誘導ブロック、警告ブロックがない。各室の出入口などには警告ブロックが欲しい。               | → 検討した結果、現状の設計通りとします。ただし、地域での積極的な声かけ等ソフト面での対応を地元をお願いします。 |
| ○ オストメイト対応トイレの設置、ペーパーシートからユニバーサルシートへの変更を前向きに検討して欲しい。              | → 検討した結果、現状の設計通りとします。                                    |
| ○ 正門から体育館入口までの誘導ブロックが欲しい。   | → 来訪者が最初に訪問する校舎棟1階の事務室までの誘導ブロックを設置しています。そこからは職員が案内します。   |
| ○ 体育館内の階段等に点字シールがあるのに、エレベータ操作盤前にはないので警告ブロックが欲しい。                  | → ご指摘のとおりエレベータ操作盤前に警告ブロックを設置します。                         |

（東京都国立市）

- ・実施設計の際に、障害者団体から意見を聴取し、障害の有無にかかわらず共に移動することを通じて相互の理解の一助とすること及び災害時の避難経路の確保の観点から、スロープを設置
- ・直近に整備した子育て支援施設における障害者団体との意見交換等を参考に、トイレや手洗い場を設計



児童が日常的に利用できる校舎の中央にスロープを配置



中庭に沿って配置されたスロープ

## 当事者参画の実践例（2）

### ②事後的な評価を行った実践例

（熊本県熊本市）

- ・新設した学校施設について、障害者団体がバリアフリー化の状況について、調査を実施。
- ・調査において付された意見については、標準仕様に観点を追加し、今後の整備に反映。



教育委員会と障害者団体との意見交換



障害者団体による校内調査

（東京都北区）

- ・長寿命化改修においてバリアフリー化を行った学校について、車いす使用者による事後的な評価を実施。
- ・当該評価により得た意見については、今後の学校施設の整備に反映。

### ③教育活動も兼ねた実践例

（横浜国立大学教育学部附属横浜小・中学校）

- ・横浜国立大学の附属学校である横浜小学校・横浜中学校施設改修の基本設計を検討するに当たり、インクルーシブ教育を推進するD&I 教育研究実践センターとの協力によりワークショップを実施。
- ・ワークショップでは、障害の有無に関わらず誰もが過ごしやすい学校について児童生徒に考えてもらい、最後はポスターセッション形式で発表。
- ・学校を歩き回って不便なところを見つけたり、車いすを使用している教員に参加してもらった。
- ・児童生徒に、肢体不自由以外の障害についても理解を深めてもらうため、障害当事者へのインタビュー動画を作成し、視聴を実施。



ワークショップの様子



段差解消の事例（左：解消前、右：解消後）

# 当事者参画の実践例（3）

## ④地域住民等も参画した学校づくりの実践例 (秋田県五城目町)

- ・PTAが主体となって始まったワークショップをきっかけに教育委員会が対話の場を数多く主催し、町全体に発信(ファシリテーターとして地域おこし協力隊を起用)。
- ・そこから生まれた建築コンセプト「越える学校」を合言葉に学校づくりを進め、さらには新しい小学校と周辺エリアを拠点とした世代を越えた学びの活動へと継承



## (北海道中頓別町)

- ・子どもから大人まで学びつづけることができる学びの拠点を目指し、構想・計画の段階から住民参加型で検討(障害当事者も参加)
- ・コミュニティデザインの手法を活用して町民と協働して事業を推進するため、基本計画～基本設計を検討する段階で、様々な形でのワークショップを実施



# 学校施設のバリアフリー化ガイドブック（仮称）①

- ・学校施設の設計におけるバリアフリー化のポイントについて、建物の各部ごとに[新築・改築]、[大規模改修]、[単独改修]などの整備のフェーズも加味して、必要な対策等を整理
- ・参考寸法などの設計に必要な情報に加えて、対策費用の規模感や先進的な整備事例、設備設置事例なども併せて整理
- ・計画的にバリアフリー化を進めている自治体の整備計画・取組事例、学校整備における当事者参画の考え方・実施方法・先行事例取等を整理し、計画策定や当事者参画の実施のポイントも整理

## <校舎のバリアフリー化のイメージ>

### ①垂直動線の確保

- ・整備フェーズ毎のエレベーター整備の方法
  - 新築・改築時のエレベーター設置（位置、サイズ等）
  - 大規模改修のエレベーターの設置方法（エレベーターシャフトの整備等）
  - 単独改修時の効率的なエレベーター棟の増築方法、設備整備による対応（バリアフリー基準に適合した段差解消機の設置等）
- ・災害発生時の複数動線確保
  - スロープの設置
  - 避難設備（リフト）の設置

### ②建物内のバリアフリー

- ・車いす使用等を想定した通路幅等の確保・段差解消
- ・バリアフリートイレの設置
- ・車いす利用者だけでなく、視覚障害・聴覚障害・知的障害・発達障害等の各種障害特性に応じた設え（音響・色彩・サイン等の計画）
- ・補聴システム等の各種設備や人的支援等の活用・連携

### ③屋外のバリアフリー

- ・建物入口までの段差解消
- ・災害時に備えた複数のバリアフリー化された動線を確保
- ・各棟間のバリアフリー化
- ・災害用トイレのバリアフリー化

※整備フェーズ（新築・改築、大規模改修、単独改修）の各場面を想定した効果的・効果的な整備を提示

※体育館やその他個別に対策が必要な諸室についても同様に整理

# 学校施設のバリアフリー化ガイドブック（仮称）②

## 利用しやすいエレベーター

エレベーターの間口、かごの形状・大きさ、操作盤の位置、手すり等は、障害のある児童生徒等の利用を配慮して設置することが重要である。

視覚障害者の利用に配慮して、エレベーター乗降ロビーの押しボタンやかご内の操作盤等に、点字・浮き出し文字等の表示を行うことが有効である。

車いす使用者の利用に配慮した位置に鏡を設置することも考えられる。

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸には、エレベーターのかごの中を見通すことができるガラス窓を設置することが望ましい。

エレベーター乗降ロビーは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保することが重要である。

※必要寸法などの情報も図示しながら整理

### <整備のポイント>

- エレベーターは、障害のある児童生徒等が利用しやすいように、主要な経路に隣接して設置し、案内表示を適切に設置することが重要。
- 障害のある児童生徒等が、休憩時間内の教室移動の際などに円滑に移動できるよう、要所にエレベーターを設置することが望ましい。

### 事例1：要配慮児童生徒等以外も日常的な利用ができるエレベーター

給食の配膳、緊急時のストレッチャー運搬等、多様な用途を想定した。車いすの対応等、要配慮児童生徒等のみのために設置するのではなく、日頃から活用することで、設置への理解が得られやすい。

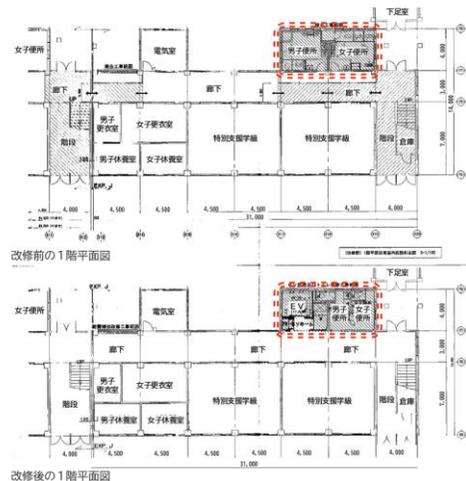


東京都阿田市 町田第一中学校(令和3年)

### 事例2：上下階同じ場所にあるトイレのスペースで、エレベーター設置場所を確保

#### 建築計画上配置が容易

各階に同じ位置で配置された利用率の低いトイレをエレベーターに改修した。別途エレベーターシャフトを外付けする場合に比べ、スペースの確保が容易にできる。



大阪府豊中市立 東豊中小学校(令和2年)

### 事例3：コンパクトな工場生産シャフトにより、遡及適用の要件緩和が比較的容易

プレキャストコンクリート※1によるシャフトを用い、エレベーターを設置した。

#### 遡及適用の要件緩和

鉄骨造でシャフトを作る場合に比べ、エレベーターの籠(乗る部分)の大きさに比べて、シャフト面積が大きくなりすぎない。これにより、既存校舎への現行規定の遡及適用の緩和要件※2の1つである増築床面積50㎡を下回る設計などが比較的容易となる。

#### 短めの工期

また、6~9か月程度の工期が、場合によって1か月程度短縮することが可能であり、工場での部材生産により、騒音の生ずる作業期間も短縮することが可能である。

#### 優れた耐久性等

さらに、工場生産の為、品質管理が容易であり、鉄骨造シャフトの場合に壁材として考えうるALCパネルなどと比べても、剛性・耐火性・耐久性等に優れていると考えられる。



兵庫県明石市立 二見北小学校(平成25年11月)



大阪府高槻市立 松原小学校(令和元年10月)

※1:プレキャストコンクリート:現場で打設するのではなく、予め工場で生産する規格化されたコンクリート部材。  
 ※2:緩和要件:(参照)建築基準法第86条の7(既存の建築物に対する制限の緩和)等  
 ※3:留意点:工事コストは少し高くなる傾向。また、施工場所や搬入経路には十分な広さが必要。  
 ※4:本資料は、プレキャストコンクリートのエレベーターシャフトの施工実績のある自治体へのヒアリングをもとに作成。

# 学校施設バリアフリー化プラットフォーム（仮称）

- ・収集・整理をした事例、データ等の集約、各自治体での取組の横展開、アドバイザーの紹介・派遣、障害当事者を含めた地域全体で学校施設整備の議論を可能とするプラットフォームを構築
- ・自治体での課題等を解決するための相談窓口機能を当該プラットフォームにおいて強化
- ・バリアフリー化の必要性への理解増進や今後の取組の促進につながるイベントを企画・実施(バリアフリー化による成果、効果についてもプラットフォーム参加者から収集し、展開)
- ・相談のあった自治体でのバリアフリー化の取組のフォローアップもできる仕組みも検討

<参考:学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム>



## CO-SHA Platform ~学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム~



「新時代の学びを実現する学校施設」を目指して施設整備を行う学校設置者や、校舎を最大限活用したい教職員、整備を行う民間業者など、どなたでもご利用可能なプラットフォームです。

### CO-SHA Platform ~ co-creation(共創), sharing ideas(共有) ~

#### I 新たな学校施設づくりのアイデア集

学校施設の整備・活用事例を使いやすいコンテンツとして掲載します

全国の効果的な取組を今後も掲載増

- ✓ 事例ごとにPDFで出力可能
- ✓ ビジュアルや図面などの情報を充実
- ✓ 絞り込みに便利なタグ機能
- ✓ 学校設置者から掲載希望の事例を募集



快適性と省エネの両立を目指した、地域の防災拠点となる長寿命化改修  
失火小学校(福島県西白河郡失火町)  
 長寿命化 断熱強化 省エネ 自然採光  
 断熱強化 断熱強化断熱 断熱強化断熱

#### II アドバイザーへの相談窓口

学校建築アドバイザーによる助言や派遣を行う相談窓口を設置します

各分野の専門家への相談受付中

- ✓ 学校建築のエキスパートに相談可能
- ✓ 改修実績のある実務経験者も参画
- ✓ ICTを活用した新しい学びに関する有識者なども連携して回答を提示



相談例：  
改修による柔軟で創造的な空間づくりのためのアドバイスがほしい

#### III イベント&プロジェクト支援

学校関係者の参加するワークショップやイベントの開催を行います

全国的な共創の実現に向けた取組

- ✓ 実際に取組・整備を行った教員や担当者から良かった点や今後の課題等を共有
- ✓ 既存の学校家具等を活用したレイアウト変更など学校参加型のイベントも開催



#### IV CO-SHA Slack コミュニティ

「直接対話型」のコミュニティを令和7年度から新たに設置します【新規】

施設整備に関わる全国の担当者のネットワークを構築

- ✓ 学校づくりを行っている地方公共団体の職員、附属学校をもつ公立大学法人、学識経験者、文部科学省職員等が参加可能
- ✓ 気軽に投稿、他の参加者との情報共有・共創、効率的な情報収集が可能
- ✓ 令和7年6月～募集開始予定



## 学校施設のバリアフリー化推進に関する周知動画

- ・令和6年の学校施設のバリアフリー化に関する実態調査により、バリアフリー化整備の進捗が十分でないことが明らかになった一方で、障害者団体とのやり取り等から、バリアフリー化の重要性、必要性を早くから認識し、既存学校施設のバリアフリー化について、優先的、計画的に実施している学校設置者も見られる。
- ・各地方公共団体におけるバリアフリー整備の必要度・優先度を上げることを目的に、先進的に取り組んでいる自治体担当者や、障害当事者へのインタビュー動画を作成し、地方公共団体におけるバリアフリー化の必要性への理解増進や今後の取組の促進につなげる。

### 【周知動画イメージ】

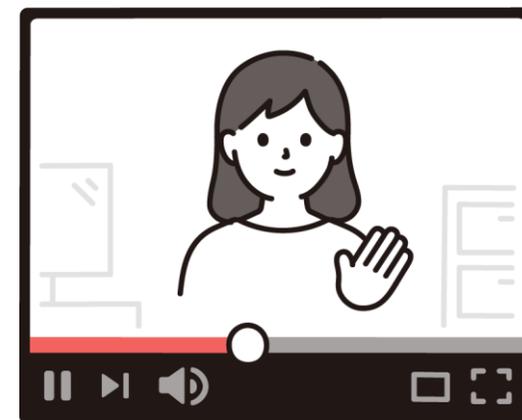
- 1本3分程度のコンパクトな動画とし、地方公共団体の視聴ハードルを下げる
- 自治体担当者が参照できるようプラットフォーム上に公開
- 動画内容(案)は以下のとおり

#### ① 自治体担当者へのインタビュー動画

- ・ 先進的にバリアフリー整備に取り組んでいる自治体にインタビューを実施し、1～2本程度の動画を作成
- ・ インタビュー内容
  - バリアフリー化の取組状況
  - 学校施設のバリアフリー化に対する姿勢

#### ② 障害当事者へのインタビュー動画

- ・ 障害種別(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等)にインタビュー動画を作成
- ・ インタビュー内容
  - 自己紹介(ご自身の障害について)
  - 学校生活で困ったこと
  - 困ったことへの解決策として、学校施設整備に求めること



(参考) 整備事例

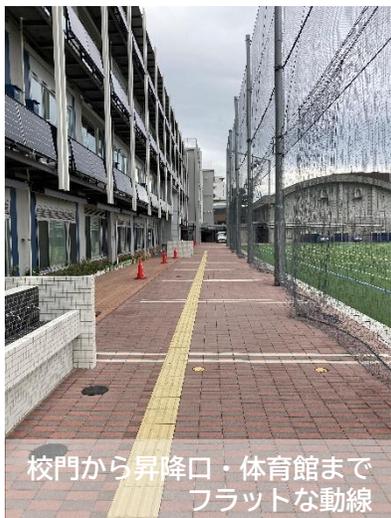
# [既存施設改修] 北区飛鳥中学校



## (整備のポイント)

- 一足製の導入により、フラットな昇降口を実現
- 空き教室や倉庫のスペースを活用し、増築せずに校舎内にエレベーターを設置
- 校門や東門（通用門）から昇降口、体育館などそれぞれのアプローチの段差を解消
- 校舎内、校舎と体育館の間の段差を解消
- 保健室を体育館わきに段差無しで計画することで、教育活動においても避難時においても一体的な運用ができるとともに、救急車の搬送などにも支障なく対応
- オストメイト用設備などを有する多機能のバリアフリートイレを校舎1階の体育館側に設置し、災害時には体育館に避難する避難者が円滑に利用可
- 2階以上の各階に男女別の車いす使用者用トイレを設置
- 災害時には避難所となることを想定し、段差無しでマンホールトイレを設置・利用できるよう計画
- 車いす使用者でも移動しやすい毛足の短い人工芝

➡ 既存校舎の全面的な改修時に合わせてバリアフリー化を推進したことにより、配慮が必要な生徒も一緒に学校生活を過ごせる環境を実現



校門から昇降口・体育館までフラットな動線



校舎と体育館の渡り廊下の段差解消



体育館裏手の段差解消(バリアフリールート複数化)



空き教室を改修して設置したエレベーター



各階に設置された男女別の車いす使用者用トイレ

生徒数

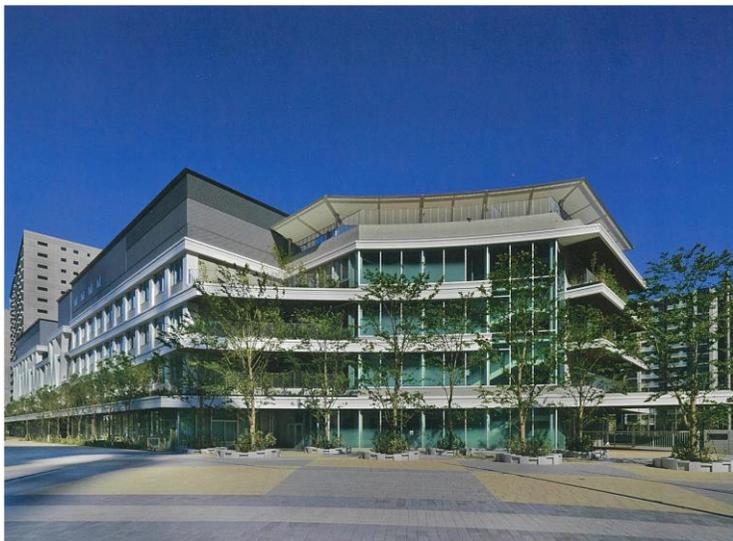
中学校 282人  
学級数 8クラス

※令和6年度時点

施設情報

RC造、一部S造、上4階建て  
延床面積：6,116.97㎡、昭和41年等築（令和4年改修） 24

# [新築] 中央区立晴海西小学校／晴海西中学校



## (整備のポイント)

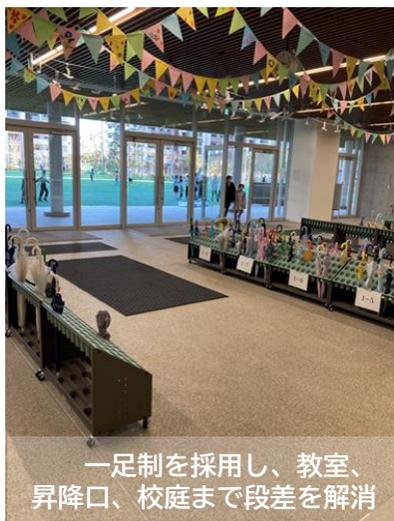
- 車いす利用者も雨風に曝されないよう、懐の深いピロティで昇降口にアプローチ
- 一足制を採用し、敷地入り口から昇降口、教室まで段差のないアプローチ
- 小学校、中学校、給食運搬用にエレベーターを合計3台整備。エレベーターは、大型の車いすでもスペースに余裕のある20人乗りのサイズを設置
- バリアフリートイレを小学校、中学校それぞれの部分の1階に整備
- バリアフリーとは別に各階のトイレには、男女それぞれに一回り大きいトイレブースを設置。車いす利用者は介助者をつけながらブースを利用
- 学校施設開放の対象となっている武道場、プールへも段差のないアプローチ
- 学校施設開放のアプローチには点字ブロックや展示案内板を設置し、視覚障害者の利用に配慮



**バリアフリー基準を満たした整備により、配慮が必要な児童も一緒に学校生活を過ごせる環境を実現**



懐の深いピロティ／段差なく  
グラウンドへアクセス可能



一足制を採用し、教室、  
昇降口、校庭まで段差を解消



スペースに余裕のある  
20人乗りのエレベーター



車いす利用者も  
円滑に移動できる廊下



バリアフリートイレ

## 児童生徒数

小学校868人、中学校228人  
学級数 27+8クラス

※令和6年度時点

## 施設情報

SRC造（一部RC造、S造）地下1階、地上5階建て  
延床25,924㎡、令和6年築

# [小・特支併設] 神戸市立灘の浜小学校・灘さくら支援学校



## (整備のポイント)

- 同一敷地内に小学校と特別支援学校の2校を併設するために、面積効率のよい中廊下型とし、グラウンドを敷地内に確保するために上層階に屋内運動場、プール、屋上運動場を配置
- 高層化した校舎の移動を容易にするため、エレベーターを特別支援学校に4台、小学校に1台配置
- 2校の建物の2、3階で双方への移動が可能。双方の区画の周辺に交流ランチルームや多目的室などを集約し、交流活動を可能とするよう計画
- 特別支援学校には、肢体不自由児のための感覚学習室、知的障害児等のためのカーンダウン室、スヌーズレン室などの必要な諸室を整備
- 小学校においてもバリアフリートイレの各階整備、動線のバリアフリーを実施
- 高潮・津波からの避難として、屋上への避難や避難所となる小学校3階の屋内運動場にアクセスできるよう動線を確保（災害時等に備えたスロープも整備）



小学校と特別支援学校を同一敷地内で併設させることで多様な交流を可能とし、児童生徒の障害に対する理解を促進



シャワー付きのバリアフリートイレ



小学校の各階に配置されたバリアフリートイレ



特支学校の30人乗りエレベーター／各階色違い



小学校に設置されたエレベーター

# [小・特支併設]神戸市立灘の浜小学校・灘さくら支援学校



高さを押さえた体育館ステージ/スロープによるアクセス



スロープ設置のプール



プールサイドまで段差なくアクセス可能な小学校のプール



災害時等を想定したスロープの設置



十分な幅のある廊下



カームダウン室



スヌーズレン室



天井へのサイン

腰壁上のサイン



床面のサイン

動線のサイン

要配慮児童生徒等に配慮されたサイン

## 児童生徒数

※令和6年度時点

小学校519人、学級数21クラス  
特別支援学校192人 学級数62クラス

## 施設情報

RC造、小学校：地上5階、特支：地上6階  
延床面積：23,100㎡、令和3年築

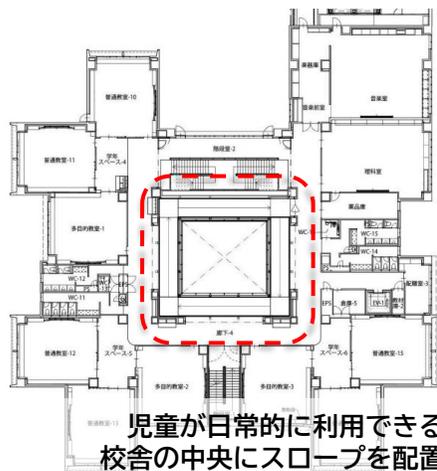
# [新築] 国立市立国立第二小学校



## (整備のポイント)

- 国立市が掲げるフルインクルーシブ教育の理念のもと、バリアフリーに配慮した学習空間を整備
- バリアフリーの検討に当たっては、障害者団体から意見を聴取し、スロープを設置するなどの当事者参画を実施。また、他の施設で障害当事者から意見があった手洗い場などのバリアフリーについても当該施設の設計の際に反映
- スロープについては、障害の有無にかかわらず、日常的に児童生徒が使用できる学校の中心に配置。
- バリアフリートイレを各階に設置。加えて、車いす使用者も使用できる広さのだけでもトイレを各階に設置
- 十分な幅のある廊下とするとともに、車いす使用者の円滑な移動に配慮して、支障物がないように配慮
- 災害や火災等の避難のために、車いすも乗り入れ可能な降下型避難器具を設置

当事者（団体）の意見反映により整備されたスロープを日常動線として設定したことなどにより、障害のある児童も、他の児童と一緒に移動・生活することを可能としている



児童が日常的に利用できる校舎の中央にスロープを配置



中庭に沿って配置されたスロープ



児童の居場所としてもスロープの隣接空間を利用

# [新築] 国立市立国立第二小学校



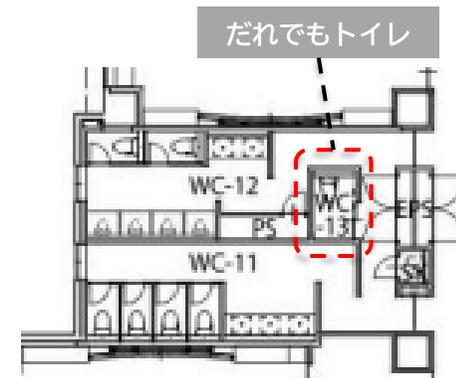
整備されたバリアフリートイレ



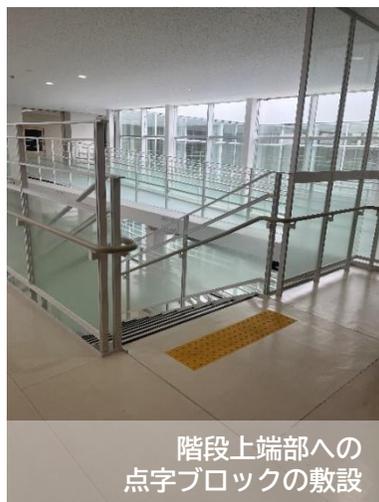
バリアフリートイレに  
配置された大型ベッド



男女別のトイレと併設して  
設けられただれでもトイレ



だれでもトイレ



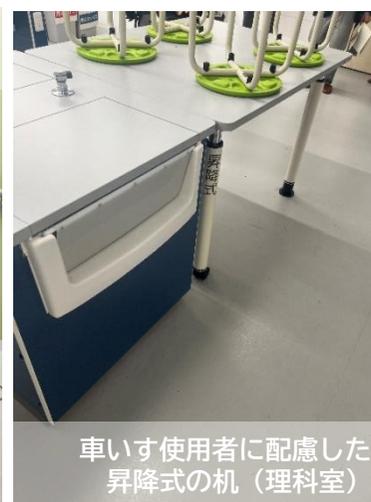
階段上端部への  
点字ブロックの敷設



来訪者受付までの誘導の  
ための点字ブロックの敷設



手洗いの足元部分の  
クリアランスの確保



車いす使用者に配慮した  
昇降式の机（理科室）



車いすに乗ったまま  
使用できる降下型避難器具

児童数

※令和7年度時点

小学校530人  
学級数 21クラス  
(うち特別支援学級4クラス)

施設情報

RC造地上3階建て  
延床8,159㎡、令和6年築(校舎)

# [改修] 横浜国立大学教育学部附属横浜小学校・横浜中学校 (ダイバーシティ戦略推進本部D&I教育研究実践センター)



横浜小学校

## (整備のポイント)

- 2023年3月に大学の理念を改訂する際に「多様性」という概念を追加。4月にはD&I教育研究実践センターが設立された
- インクルーシブ教育の実践を附属学校で行うこととなっており、インクルーシブ教育を実現する環境の整備として、公益財団法人日本財団より助成金を受け、バリアフリー化を行っている
- 横浜国立大学の附属学校である横浜小学校・横浜中学校施設改修の基本設計を進めるに当たり、D&I教育研究実践センターとの協力によりワークショップを実施
- ワークショップの取組
  - 障害の有無に関わらず誰もが過ごしやすい学校について児童生徒に考えてもらい最後はポスターセッション形式で発表
  - 児童生徒が学校を歩き回って不便なところを見つけたり、車椅子を使用している教員が参加し、児童生徒に助言
  - 児童生徒に、肢体不自由以外の障害についても理解を深めてもらうため、障害当事者へのインタビュー動画を作成し、視聴してもらった



ワークショップの様子



段差解消の事例(左:解消前、右:解消後)



バリアフリースイイレ新設



教室出入口の段差解消



(左:解消前、右:解消後)

**児童数**

小学校618人(令和6年5月1日現在)  
学級数 18クラス

※令和6年度時点

**施設情報**  
(小学校)

RC造、3階建て  
延床面積(校舎) 6,672㎡、  
平成元年、平成7年等築(令和5年改修)

# [改修] 横浜国立大学教育学部附属横浜小学校・横浜中学校 (ダイバーシティ戦略推進本部D&I教育研究実践センター)



横浜中学校

## (整備のポイント)

- ・ 児童生徒の声を活かし、横浜小学校では多目的トイレ新設、段差の解消、水道の蛇口をひねる形式からレバー形式へ変更
- ・ 横浜中学校は廊下の途中にあった階段を解消する工事、教室の扉の間口を広げる改修、多目的トイレ新設、カームダウンスペースの整備をした

## (今後の取り組み予定等)

- ・ 小学校は令和7年度入試からダイバーシティ推進枠(インクルーシブ)を設けた
- ・ 配慮が必要な児童生徒については、受検段階から必要な配慮についてヒアリングを行い合格後も、保護者、学校、D&I教育研究実践センターで話し合いをもった
- ・ EVは小中ともに未整備のため、設置の検討を進めている
- ・ 小学校は音や視覚の刺激を低減するためのスライディングウォールの設置、中学校は、一人になれる場にもコミュニケーションの場にもなる多目的スペースの設置を進めている

➡ 学校施設のバリアフリー化を教材にし、児童生徒の障害への理解等の促進にもつなげている



ワークショップの様子



カームダウンスペース  
(中学校)



扉の改修 (左: 改修前、右: 改修後)



生徒昇降口の段差解消 (左: 解消前、右: 解消後)

生徒数

中学校定員358人  
学級数 9クラス

※令和6年度時点

施設情報  
(中学校)

RC造、3階建て  
延床面積(校舎): 5,392㎡、  
昭和13年等築(令和5~6年改修)

# [改修] 草津市立志津小学校

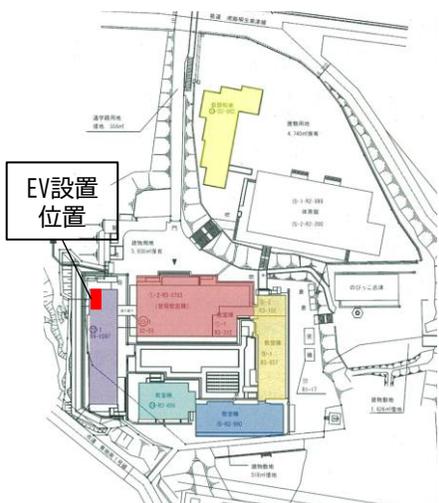


## (整備のポイント)

- 起伏のある土地に複数の校舎等が年代を経て増築されて整備された学校（長寿命化改修等は今後対応）
- 平成22年に校舎の増築の際にエレベーターを設置
- 支援が必要な児童は自学級（特別支援学級）と交流学級の両方に在籍し、それぞれの学級を行き来して学校生活を過ごしている（自分の意思で行動できるように支援）
- 肢体不自由の児童の入学に伴い、その児童がいる学年は、エレベーターのある棟やその隣接にある棟に配置するなどの配慮をしながら、学校を運営（学年が変わる際に教室が固定しないように、他の場所に配置し、校内で生活空間が広がるように配慮）
- バリアフリートイレについては、各階に設置。また、配慮が必要な児童生徒の状況に応じて、トイレの仕様等をその児童にあった設えに改修
- 各校舎へのアプローチにスロープを設置。また、各教室と廊下の間の段差については金属板を敷き、段差を解消
- 配慮が必要な児童の保護者からの要望を踏まえ、入学後に車寄せ部分に雨に濡れないように屋根を設置するなどの対応を実施



エレベーターやバリアフリートイレを計画的に整備したことで、障害のある児童生徒の入学の相談や受け入れについて円滑かつきめ細かに対応



- 配慮が必要な児童は、EVのある棟を中心に、自学級（支援学級）と交流学級を行き来して生活
- 進級時には、教室が固定しないよう、配置を配慮（併せて必要なバリアフリー化も実施）



児童数

※令和7年度時点

小学校 1073人  
学級数 41クラス

施設情報  
(小学校)

RC造、3階建て（一部4階建て）  
延床面積（校舎）6,572㎡、  
昭和46年等築（平成22年の校舎棟増築の際にEVを設置）

# 学校施設バリアフリー化推進指針 改訂案

## はじめに

近年では、障害の有無や性別、国籍の違い等に関わらず、共に育つこと分け隔てのない社会の実現を基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校施設においても、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送り、互いに支え合うなかで共に学び、育つことができるようインクルーシブな学校環境を整備していく必要がある。

~~バリアフリー化を進めていく上で押さえるべき重要な社会的動向として、これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められるとともに、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められている状況にある。~~

そうした中でまた、令和2年5月、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）の適合義務の対象となる特別特定建築物として、公立の小中学校等が新たに位置付けられた。また、既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられることとなることから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していく必要性が高まっている。

~~—このような状況を踏まえ、令和2年7月に設置した「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策等について検討がなされ、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案を含めた報告書が取りまとめられた、これを踏まえて、令和2年12月に学校施設バリアフリー化推進指針の改訂や公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標を示し、学校施設のバリアフリー化を推進してきたところであるが、令和6年9月時点における学校施設のバリアフリー化の進捗状況については、令和7年度末までの整備目標に対して、十分な進捗が見込めていない状況にある。~~

また、令和6年6月のバリアフリー法施行令の改正により、トイレ等に係るバリアフリー基準の見直しがされ、また、バリアフリー法関連の動向として、当事者参画の取組の推進等が議論されるなど、今後の学校施設の整備においても、より質の高いバリアフリー化が求められる状況にある。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、令和6年4月より、学校法人も合理的配慮の提供が義務化される

こととなった。加えて、令和4年に成立した「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえた情報アクセスの確保の視点や令和6年に策定された「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」(障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部)を踏まえ、障害のある児童生徒等への配慮はもとより、障害のある保護者が学校行事等へ参加することへの配慮も求められる。

文部科学省においては、これらの状況を踏まえ、令和7年1月に「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」のもとに「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」を設置し、今後の学校施設のバリアフリー化の着実な推進に向けた検討を進めているところである。近年の物価高騰などの影響による、建設工事における入札不調・不落の発生や、設備等の納期の遅延により、工期に遅れが生じるなど、計画通りに整備が進められない状況が生じていることや、老朽化した学校施設への対応や少子化等に伴う学校の適正規模・適正配置に係る検討、地域コミュニティ形成の場としての役割、避難所としての耐災害性強化等の国土強靱化への対応、脱炭素化への貢献など様々な課題、社会的要請等への対応も求められているなどの学校施設整備を取り巻く社会情勢にも対処しながら、今後、一刻も早い整備目標の達成等に向けて取り得る対応を着実に進めて行く必要がある。特に、取組が遅れている学校設置者においては、児童生徒の分け隔てのない学びの保障に関わることであることを十分に認識しつつ、今後、各学校設置者においては、本指針を活用し、既存施設を含めて所管する学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めていただくことが重要であるきたい。

## 【本指針を活用するに当たっての留意事項】

### ○本指針の位置付け

本指針は、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示したものである。

地方公共団体等の学校設置者は、学校施設のバリアフリー化を図るため、関係法令等（※）の規定に基づくことはもとより、本指針及び後述する学校施設整備指針の関係留意事項に十分配慮すること。

※ バリアフリー法並びに地方公共団体が制定しているバリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例等に基づく関連基準を指す。関連として、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（国土交通省作成）への適合・整合もあわせて検討する。

### ○本指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

### ○本指針の表現

本指針においては、おおむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：児童生徒等が安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である。」：障害のある児童生徒等をはじめ、施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

### ○学校施設整備指針との関係性

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。

学校施設整備指針においては、特別支援学級関係室や、通級による指導のための関係室をはじめ、特別の支援を必要とする児童のための指導上必要なその他の空間など、特別支援教育の推進のための学校施設の計画・設計上の留意事項を詳細に記載するとともに、多様な障害の**特性状態等**に応じた詳細な留意事項についても記載している。

このため、学校施設のバリアフリー化を図る際には、学校施設バリアフリー化推進指針と併せ、学校施設整備指針の記載についても参照すること。

## 目 次

はじめに

### 第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点 . . . . . 6
  - (1) 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮 . . . 7
  - (2) 関係者及び当事者の参画による理解・合意の形成 . . . . . 7
  - (~~3-2~~) 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮 . . . . . 7
  - (~~4-3~~) 運営面でのサポート体制等との連携を考慮 . . . . . 8
  - (~~5-4~~) 地域住民の学校教育への参画加と生涯学習の場としての利用を考慮 . . . . . 8
  - (~~6-5~~) 災害時の避難所となることを考慮 . . . . . 8
  - (7) まちづくりとの連携 . . . . . 8
- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進 . . . . . 9
  - ~~(1) 関係者の参画と理解・合意の形成 . . . . . 3~~
  - (~~1-2~~) バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定 . . . . . 9
  - (~~2-3~~) 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施 . . . . . 10

### 第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

- 1 計画・設計上の基本的留意事項 . . . . . 11
  - (1) 関係者及び当事者の参画とによる理解・合意の形成 . . . . . 11
  - (2) 適切な整備目標の設定 . . . . . 11
  - (3) バリアフリー化等の事後点検の実施 . . . . . 11
- 2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画 . . . . . 11
  - (1) 外部から建物に出入りしやすい建物配置 . . . . . 11
  - (2) 建物間の移動がしやすい建物配置 . . . . . 12
  - (3) 安全で移動しやすい敷地内通路 . . . . . 12
  - (4) 建物から円滑に移動でき、利用しやすい屋外運動場 . . . . . 12
  - (5) 利用しやすい駐車場 . . . . . 13
- 3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画 . . . . . 13

|      |                               |    |
|------|-------------------------------|----|
| (1)  | どこにでも円滑に移動できる平面計画             | 13 |
| (2)  | 動線が簡明な平面計画                    | 13 |
| (3)  | 認知・把握がしやすい明確な空間構成             | 13 |
| (4)  | 安全で移動しやすい避難経路の確保              | 13 |
| (5)  | 誰にでもわかりやすい案内表示                | 14 |
| 4    | 使いやすく、安全で快適な各室計画              | 14 |
| (1)  | 利用しやすい教室等                     | 14 |
| (2)  | 移動しやすい屋内の通路                   | 15 |
| (3)  | 円滑に利用できる階段                    | 15 |
| (4)  | 利用しやすいエレベーター                  | 16 |
| (5)  | 誰もが利用できる便所                    | 16 |
| (6)  | 出入りしやすい教室等の出入口                | 18 |
| (7)  | 建物に出入りしやすい昇降口、玄関              | 18 |
| (8)  | 操作がわかりやすく、 <u>学習しやすい</u> 建築設備 | 19 |
| (9)  | 利用しやすい家具                      | 19 |
| (10) | 適切な照明設備                       | 19 |
| (11) | 明確な色彩計画と <u>サイン計画</u>         | 20 |

おわりに

# 第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

## 1 学校施設のバリアフリー化等の視点

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である。したがって、児童生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要である。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割を果たすことが重要である。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、互いを認め、支え合い、誰もが自信と誇りをもって社会に参画し、障害の有無や、性別、国籍の違いなどに関わらず、人々がともに、安全・安心に生き生きと暮らしていくために、その基盤となる学びの環境整備を力強く推進することが重要である。

これまでに「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められるとともに、「障害者の権利に関する条約」が批准されたことに伴い、国・地方公共団体等や学校法人も含む事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させることが求められている。さらに、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数が増加傾向にあること等を踏まえ、バリアフリー法及び同法施行令が改正され、令和3年4月から一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準の適合義務の対象となる特別特定建築物に、公立の小中学校等が新たに位置付けられるとともに、既存の当該建築物についても同基準適合の努力義務が課せられていることや、令和7年6月からは、バリアフリー基準における車いす使用者用便房の設置の規定等の充実が図られたことから、学校施設のバリアフリー化をより一層推進していくことが重要である。

また、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTはすべての児童生徒に必要不可欠なものとなっている。とりわけ特別な支援を要する児童生徒にとっては、各種情報のやりとりを行うに際し有用であることはもとより、ICTの活用が将来の社会参画を促進し、生涯にわたって生活の質を大きく向上させる可能性があることを認識考慮することが重要である。そのため、学校施設のバリアフリー化を推進すると同時に、障害のある児童生徒の教育環境を充実させるためにもICTの活用を推進することが重要である。

このような状況を踏まえ、各種法令や学校を取り巻く様々な社会情勢や災害時の避難所運営等を踏まえた基礎的な条件整備として、新たに学校施設を整備する際には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計することが重要である。また、既存施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、児童生徒等が安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。

—その際、様々な障害の特性も考慮しつつ、校舎や屋内運動場などの建物内部はもとより、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できるようバリアフリー化を目指すことが重要である。また、様々な障害の状態等も考慮しつつ、段差等の物的な障壁だけでなく、色や光、形などの視覚や、音響などの聴覚、手触りなどの触覚、匂いなどの嗅覚を含む感覚に関するものや、情報アクセス、偏見や差別などの心理的、社会的なもの、性的マイノリティの観点など、あらゆるものが障壁になる可能性があることを考慮しながら、バリアフリー化を検討していくことが重要である。

### (1) 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮

障害のある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育<sup>1</sup>を推進するため、児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえつつ、一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である。また、近年の激甚化・頻発化する災害への対応として、洪水や津波等の水害発生時の垂直避難も含め、災害時において児童生徒等が安全に避難することができるよう、適切な避難経路を確保することが重要である。

なお、障害のある児童生徒に配慮した対策は、児童生徒のみならず、教職員、保護者、地域住民等、の病気や怪我をした人も含め多様な人々が施設を安全かつ円滑に利用するための対策としても重要である。また、「令和の日本型学校教育」の姿として、個別最適な学びと協働的な学びを実現するに当たって、学校の多様性や包摂性を高める中で、障害のある児童生徒等への障壁を取り除くという捉え方だけでなく、障害の有無に関わりなく、一緒に学び、生活し、どの児童生徒等にとっても心地よい空間を整えるといったウェルビーイングを確保するといった観点から、バリアフリーに対する認識を捉えなおすことも重要である。

### (2) 関係者及び当事者の参画による理解・合意の形成

学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域（自治会、障害者団体等）、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局等）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要である。その際、児童生徒や教職員、保護者、また、地域の避難所となることなどを踏まえ、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが重要である。

### (3-2) 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮

「障害の社会モデル」を理解し、障害者を含むすべての人の相互理解を深めるなど、心のバリアフリーを推進することが重要である。同時に、バリアフリー化された学校施設は、

<sup>1</sup> 学校教育法第 72 ~~七十二~~条、同法第 81 ~~八十一~~条参照

障害の有無に関わらず、児童生徒等の分け隔てのない学校生活を可能とするだけでなく、その利用を通じ、児童生徒に対して多様な他者への理解を深める学習効果が期待できるものであり、関連する教科等において具体的に活用することが重要である。また、学校施設の整備の計画、設計に際して、児童生徒や教職員を含む当事者参画を行うことにより、バリアフリー化の質の向上を図ることはもとより、障害やそれから生じる困難等への理解を深め、心のバリアフリーの推進の取組にもつなげていく視点が重要である。

インクルーシブ教育システムの構築に資するため、学校施設の整備においては、小学校、中学校及び特別支援学校などとの間の連携を含め、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、各々の教育的ニーズに応じ、交流及び共同学習を安全かつ円滑に実施できる施設となるように、計画することが重要である。また、教育的な意義の観点から、地域の障害者や高齢者などとの交流活動を安全かつ円滑に実施できるよう配慮することも重要である。

#### (4-3) 運営面でのサポート体制等との連携を考慮

障害のある児童生徒等に対しては、施設のバリアフリー化のみならず、教材・教具の工夫や、補聴システムや文字表示などの設備・装置・サービスの導入、安全かつ円滑に出入りや利用できる便所等の工夫の利用ができる教室の使用など、ハード面での配慮に加え、施設をより利用しやすくする運営・管理、人的支援等のソフト面との連携やその充実などについてもも考慮することが重要である。また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等をはじめ、学習面だけでなく生活面においても個々の状況に応じ、人的サポートや補助器具等が必要となる場合があるため、学校施設の整備においては、これらのサポート体制と連携した計画とすることが重要である。

#### (5-4) 地域住民の学校教育への参画加と生涯学習の場としての利用を考慮

学校施設は、学校・家庭・地域の連携・協働に基づく生涯学習の基盤であり、「社会に開かれた教育課程」の実現や地域とともにある学校づくりを進めていくため、保護者、地域住民等が学校運営に参画し、様々な学校の様々な教育活動を支援する取組も行われることから、学校の教育活動への地域の人材の受け入れなど、多様な様々な人々が利用することを考慮した計画とすることが重要である。

#### (6-5) 災害時の避難所となることを考慮

学校施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割も果たすことから、あらかじめ学校設置者と各地域の防災担当部局との間で、運営方法を含めたお互いの役割を明確にしながらか、避難所として必要となる機能について、地域の高齢者や障害者等も含めたの様々な人々が利用すること観点から、これら関係の団体等の参画も得ながら、を考慮した計画とすることが必要であり、各地域の災害対策として、その整備手法も含め時の利用も考慮し、校舎のみならず、屋内運動場や敷地内通路なども含めた学校全体のバリアフリー化を図計画することが重要である。また、良好な避難生活など求められる防災機能を発揮でき

ることや水害時等の垂直避難など災害時の避難経路・方法が確保された学校施設として計画していくことが重要である。

## (7) まちづくりとの連携

学校施設のバリアフリー化の推進に当たっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針<sup>2</sup>や基本構想<sup>3</sup>における生活関連施設<sup>4</sup>として学校を位置付けることにより、都市計画等の担当部局等と連携して、まちづくり全体の観点から学校施設のバリアフリー化に取り組むことも重要である。

## **2 既存学校施設のバリアフリー化の推進**

学校施設のバリアフリー化を一層推進していくためには、既存学校施設のバリアフリー化を積極的に推進することが重要である。

### ~~(1) 関係者の参画と理解・合意の形成~~

~~既存学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局）等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要である。その際、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが有効である。~~

### (1-2) バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定

地方公共団体等の学校設置者は、これまで述べた学校施設のバリアフリー化等に関する基本的な考え方を踏まえ、第2章で述べる計画・設計上の留意事項を参考として、既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を早急に策定し、計画的にバリアフリー化を推進していくことが重要である。

既存学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定するには、まず、所管する学校施設のバリアフリー化の現状に加え、配慮を要する児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を調査し、施設利用者の安全かつ円滑な利用に対する障壁を的確に把握するとともに、域内全体としての実態を総合的に整理する。その後、それらの障壁を取り除く

<sup>2</sup> バリアフリー法第24条の2に基づき、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、旅客施設、建築物、道路等のバリアフリー化を推進するために、市町村が作成する方針

<sup>3</sup> バリアフリー法第25条に基づき、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、旅客施設、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する基本的な構想

<sup>4</sup> 高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等で、移動等円滑化促進方針や基本構想において設定される施設

ための整備方法を検討するとともに、必要となる経費を試算するなど全体の事業量を把握する。さらに、配慮を要する児童生徒等の入学等の予定や将来動向の推計も含めた障害のある児童生徒の在籍状況等を踏まえ、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、各学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を設定し、設定した整備目標を教育振興基本計画や個別施設計画等の中長期的な計画に今後適時に反映することも含めて、所管する学校施設に係る合理的な整備計画を早期に策定することが重要である。特にエレベーターの設置については、配慮を要する児童生徒等の垂直移動の基礎的整備であることから、その重要性を十分に認識し、計画することが重要である。その際、技術的な事情等により早期にエレベーターの整備が行えない場合にも、当面の措置として、段差解消機<sup>5</sup>等の活用も含めてきめ細かに計画することが重要である。

なお、バリアフリー化に関する整備計画の策定に際しては、人的対応等のサポート体制の構築と連携して、段階的な整備目標を設定することも有効である。

### (2-3) 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

設置者は、所管する学校施設に係る整備計画に基づき、計画的に学校施設のバリアフリー化に関する整備を実施することが重要である。

具体的には、障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校施設を利用するためのに障壁を取り除くという観点からは、円滑に利用できる便所の整備、校内を円滑に移動するための通路の確保やエレベーター等の設置が重要である。加えて、個々の障害の状態や特性等に応じた適切な整備を実施することが重要である。その際、関係部署と連携し、幼稚園や保育園等の児童福祉施設等から、配慮を要する児童生徒等の入学に関する情報を早期に把握し、計画的にバリアフリー化を行うことが重要である。

また、建物部位や単位空間のバリアフリー化といった部分的な整備にとどまることなく、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を念頭において計画・設計を行うことが重要であり、学校施設の長寿命化改修の機会を活用することを含めてだけでなく、長寿命化改修の実施までに期間を要する場合には、児童生徒が学校で過ごせる期間を見据えたうえで、あらゆる機会をとらえて早期にバリアフリー基準に適合するよう整備することが望ましい。加えて、迅速に段階的整備を進める観点から、小修繕や既製品を用いる等によりきめ細かく対応することが重要も有効である。

この際、新築・改築や改修などの各場面で達成できるバリアフリー化の程度や対応できる障害への程度も考慮しつつ、児童生徒や教職員、保護者等の当事者も含む関係者間での相互理解や合意形成を図りながら、整備の計画や実施を行うことが重要である。

<sup>5</sup> バリアフリー法施行令第19条第2項第6号に規定する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年12月15日国土交通省告示第1492号）

## 第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

### 1 計画・設計上の基本的留意事項

#### (1) 関係者及び当事者の参画とによる理解・合意の形成

学校施設のバリアフリー化を推進するためには、施設整備に関する企画、基本設計、実施設計及び施工の各段階において、学校、家庭・地域（自治会、障害者団体等）、行政（教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局等）等の参画による総合的な検討を行うことが重要である。その際、児童生徒や教職員、保護者、また、地域の避難所となることなどを踏まえ、学校施設を利用する地域の障害者、高齢者、妊産婦等の意見を聞き、検討することが重要有効である。

#### (2) 適切な整備目標の設定

学校施設のバリアフリー化に関する整備に際しては、個々の学校における施設利用者の特性、施設用途、立地環境、運営面でのサポート体制等に対応し、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、適切な整備目標を設定することが重要である。整備目標の設定に当たっては、新たに整備する学校施設のみならず、既存学校施設においても多様な人々が安全かつ円滑に利用できるように、ユニバーサルデザイン<sup>6</sup>や児童生徒等のウェルビーイングの観点から検討することが重要である。

なお、整備目標は必要に応じて段階的に設定し、計画的に整備することも有効である。

#### (3) バリアフリー化等の事後点検の実施

学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持し、安全かつ円滑に利用するためには、日常の点検・補修や定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。

施設利用者からのニーズの進展や多様化に対し、改修整備等を柔軟かつ段階的に実施できるように計画することが重要である。また、事後点検を実施する組織を設置し、定期的に施設利用者と情報交換等を行い、施設のバリアフリー化等が利用者の特性やニーズに的確に対応した仕様等になっているか、その状況について点検し検証することは、バリアフリー化の更なる普及進展のために重要である。

### 2 わかりやすく、円滑に建物に至ることができる配置計画

#### (1) 外部から建物に出入りしやすい建物配置

敷地境界及び駐車場等から明確で、できる限り段差のない建物配置とすることが重要である。

<sup>6</sup> ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

## (2) 建物間の移動がしやすい建物配置

- ① 校舎間、校舎と屋内運動場間等の移動については、動線が短く、できる限り円滑な平面移動が可能な建物配置とすることが重要である。
- ② 児童生徒数の将来動向を的確に検討、把握し、校舎の増改築など建物間の移動に影響する要因を敷地全体で十分に検討するなど、長期的な視野に立った建物配置とすることが重要である。

## (3) 安全で移動しやすい敷地内通路

- ① 敷地境界及び駐車場から建物の出入口までの通路、建物間の通路等の敷地内通路は、歩行者と車の動線を分離した計画とし、安全かつ円滑に利用できるものとするのが重要である。
- ② 敷地内通路は、できる限り段差を設けず、表面は滑りにくい仕上げとすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。また、路面の雨水処理には十分に留意することが重要である。
- ③ スロープや階段を設ける場合は、安全で使いやすいように、その手前に存在を認識できる注意喚起のための措置を講じるとともに、適切な幅員及び勾配とし、手すりの設置等に配慮することが重要である。なお、階段の上端に隣接する部分には点状ブロック等を敷設することが重要である望ましい。
- ④ 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが重要である望ましい。この場合に、適切な勾配を確保することが困難な場合は、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることも有効であるが望ましい。また、災害時の避難時間を短縮するために、避難経路を複数確保することが望ましい。
- ⑤ 階段やスロープの上下端部、踊り場は登り口に、車いすの利用者も含め、施設の利用者の円滑な移動が可能となるようなどによる滞留が生じないように、十分な面積の上り口を確保することが望ましい。
- ⑥ 通路やスロープを横断する排水溝等の蓋は、通路面との段差をなくし、蓋のスリット等は杖や車いすのキャスタ等が落ちないように配慮することが重要である。
- ⑦ 視覚障害者が道路と敷地の境界から受付やインターホン等の案内設備まで安全に到達できるように、音声・点字等による案内の設置又は視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設等の配慮をすることが重要である。
- ⑧ 階段、スロープ等は、認識しやすいように他の部分と色相や明度、彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けるなどの配慮をすることが重要である望ましい。

## (4) 建物から円滑に移動でき、利用しやすい屋外運動場

建物の出入口から屋外運動場へ至る通路には、できる限り段差を設けないように計画す

ることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切な幅員及び勾配のスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。また、人工芝の種類などの屋外運動場の表層の仕様についても、車いす使用者等の移動のしやすさ等も勘案して、計画することが重要である。

#### (5) 利用しやすい駐車場

- ① 建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす使用者等の利用する駐車場を確保することが望ましい。
- ② 車いす使用者等の利用する駐車場には、わかりやすい表示をすることが望ましい。

### 3 わかりやすく、快適に動きやすい平面計画

#### (1) どこにでも円滑に移動できる平面計画

- ① 学校施設の同一階においては、できる限り段差を設けず、平面移動が可能な計画とすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、エレベーター、段差解消機等を設置することが重要である。
- ② 障害のある児童生徒等が利用する教室等が複数階にわたる場合には、エレベーター等の昇降設備を設置することが重要である。

#### (2) 動線が簡明な平面計画

- ① 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに利用することに配慮して、児童生徒の利用スペースを集約して計画したり、可能な限り遠回りとならない動線を設定する等、動線が簡明な平面計画とすることが重要である。
- ② 児童生徒等が、~~まとまりのある活動空間を通り抜けることなく~~、それぞれの教室や共用のスペース等を必要に応じて円滑に移動することができるように明確な動線を設定することが重要である。

#### (3) 認知・把握がしやすい明確な空間構成

建物内での自分の位置を認知・把握しやすくするとともに、教職員が児童生徒の行動を見通せるように、明確な空間構成とすることが重要である。

#### (4) 安全で移動しやすい避難経路の確保

- ① 災害時の避難経路は、できる限り段差のない経路を確保するとともに、明確な動線とし、屋外又は一時待機スペースまで可能な限り一人でも避難できるように配慮した計画とすることが重要である。なお、一時待機スペースから屋外までの避難及び一人で避難することが困難な児童生徒等の避難については、運営面でのサポート体制と連携し、安全かつ円滑に実施できるように配慮した計画とすることが重要である。
- ② 多人数が同時に利用する施設を避難階以外の階に計画する場合は、複数の避難動線

を設定する等、非常時の迅速な避難に配慮した計画とすることが重要である。

- ③ 避難経路は、児童生徒が日常的に利用している経路と同一になるように配慮することが望ましい。
- ④ 防火戸は、車いす使用者が通過できる仕様のものを設置することが望ましい重要である。

#### (5) 誰にでもわかりやすい案内表示

- ① 案内表示は、建物の出入口やエレベーターホールなど、動線の要所に、視覚障害者の中でも弱視者にとっては視線から遠い案内表示を認知しづらいなど障害等の特性に応じて、利用者が認知しやすく、通行の支障にならない位置、高さに設置し、日本産業規格（J I S）の案内用図記号<sup>7</sup>を用いるなど、わかりやすいものとすることが重要である。
- ② 屋外運動場、屋内運動場、図書館等の学校開放や災害時の指定緊急避難場所等として不特定多数の者が利用する施設は、外部から認識しやすい位置、大きさを表示することが重要有効である。
- ③ 視覚障害者の利用に配慮して、点字表示や案内・サインの拡大表示等を適切な位置及び高さに設置するを行うことが重要有効である。
- ④ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、避難口誘導灯は自動火災報知器と連動して誘導音、点滅機能及び非常文字表示装置等を設置することが望ましい有効である。

## 4 使いやすく、安全で快適な各室計画

### (1) 利用しやすい教室等

- ① 柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、できる限り突起物、支障物をなくすなど、鋭利な凹凸のない空間とし、多様な行動に対し十分な安全性を確保することが重要である。
- ② 反響等による聴こえづらさを低減するため、適正な吸音性能を持つ天井、壁材を採用することが重要である。特に、一定の静寂さを必要とする空間については、適度の遮音性を持つ仕様とすることが重要である。
- ③ 安全性、快適性に配慮して、適度に弾力性があり、柔らかな手触りや暖かみのある素材を採用することが有効である。
- ④ 障害のある児童生徒の学習方法に配慮して、教室内に教材・教具等が適切に配置できるスペースを確保したり、障害に応じた専用の学習空間、障害のある児童生徒が落ち着きを取り戻すことのできるカームダウンスペース小規模空間等<sup>8</sup>を設置できるように計画することが有効である。特にオープン型の教室については、必要に応じて、

<sup>7</sup> 案内用図記号：日本産業規格の JIS Z 8210（案内用図記号）により規定。

<sup>8</sup> 様々な感覚的な刺激を提供することで、心身のリラックスや落ち着きを促すなどの効果をもたらすスヌーズルームなどの活用も含む

空間を小空間に区切れるような工夫をすることが有効である。また、運営面での対応と連携し、障害の特性状態等に応じて、多様な学習形態による活動を可能とする観点から、教室内の動線を確保したり、騒音や雑音、視覚的な刺激を避けるように計画することが有効である。

- ⑤ 屋内運動場のステージ等については、可動式のものも含め、スロープやエレベーター、段差解消機の設置などにより、車いす使用者等の昇降に配慮することが重要である。
- ⑥ 階段状の教室等については、バリアフリー法における劇場等の規定を参照しながら、車いす使用者の移動に留意し、車いす使用者用のスペースを設けることが重要である。
- ⑦ 職員室など、主に教職員が使用する室についても、配慮の必要な教職員が利用することも想定し、円滑な移動等が可能となるよう計画することが重要である。

## (2) 移動しやすい屋内の通路

- ① 屋内の通路は、滑りにくい仕上げとし、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。また、できる限り段差を設けず、突起物、支障物をなくすなど、安全でわかりやすい動線となるように計画することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、エレベーター、段差解消機等を設置することが重要である。
- ② 屋内通路は、安全かつ円滑に利用できる幅員を確保することが重要である。
- ③ スロープは、車いす使用者だけでなく、多様な人々が安全で使いやすいように、勾配、手すりの設置等に配慮することが重要である。
- ④ 床と壁の立ち上がりの境を視認しやすくするため、床と壁の仕上げは、色相や明度、彩度の差を大きくしたり、材質を使い分けるなどの配慮をすることが望ましい。
- ⑤ 車いす使用者に配慮して、必要に応じて通路の壁には車いすフットレストあたりを設置することが有効である。
- ⑥ 障害のある児童生徒等の利用に配慮して、必要に応じて滑りにくい材質の手すりを設置することが有効である。
- ⑦ 通路内に休憩できるスペースを設ける場合は、児童生徒等の移動に支障がないように配慮しながら、腰掛け等を設置するとともに、車いす使用者のスペースにも配慮することが有効である。
- ⑧ 空間の認知が難しい児童生徒等が自分の位置が把握しやすいよう、階ごとに案内表示の色を分けたり、目的地までの動線が把握しやすいよう記号表示、番号表示等を付したりするなどの工夫を行うことも有効である。

## (3) 円滑に利用できる階段

- ① 階段は、安全かつ円滑に利用できる幅員及び勾配を確保するとともに、表面は滑りにくい仕上げとし、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- ② 階段は、段の上端と下端を認識しやすくするため、色相や明度、彩度の差等に配慮することが重要である。

- ③ 主要な階段は、直階段又は折り返し階段とし、踏面及び蹴上げの寸法は一定とすることが重要である。
- ④ 階段には、踊り場等の空間を、非常時の避難や転倒時の危険防止等にも配慮しつつ計画することが重要である。
- ⑤ 段鼻は、識別しやすく、つまずきにくいものとすることが重要である。
- ⑥ 階段の上端に隣接する部分には点状ブロック等を敷設することが望ましい重要である。
- ⑦ 手すりは、視覚障害者にとっては有効な誘導サインともなるため、設置位置などに留意し、連続して設置することが望ましい。
- ⑧ 視覚障害者の利用に配慮して、階段上下端部の手すりに階数を点字で表示することが有効である。

#### (4) 利用しやすいエレベーター

- ① エレベーターは、障害のある児童生徒等が利用しやすいように、主要な経路に隣接して設置し、案内表示を適切に設置することが重要である。
- ② エレベーターの間口、かごの形状・大きさ、操作盤の位置、手すり等は、障害のある児童生徒等の利用にを配慮して設置することが重要である。
- ③ エレベーター乗降ロビーは、前面に車いす使用者が回転できるスペースを確保することが重要である。また、車いす使用者が直進でエレベーターに進入又は退出できるように設置することが望ましい。
- ④ 障害のある児童生徒等が、休憩時間内の教室移動の際などに円滑に移動できるよう、要所にエレベーターを設置することが望ましい重要である。
- ⑤ エレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸には、エレベーターのかごの中を見通すことができるガラス窓を設置することが望ましい。
- ⑥ 視覚障害者の利用に配慮して、エレベーター乗降ロビーの押しボタンやかご内の操作盤等に、点字等の表示を行うことが有効である望ましい。
- ⑦ 聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時の応答等の音声情報を視覚情報等でも表示することが望ましい有効である。

#### (5) 誰もが利用できる便所

- ① 洋式便器を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要である。また、障害のある児童生徒、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた多様な便所を計画することが重要である。
- ② 便所は、障害のある児童生徒等の利用に配慮した計画とし、車いす使用者が円滑に車いすから便座に移動でき、支障なく便座を利用できるよう腰掛便座や手すり等の配置や十分な空間が確保された車いす使用者用便房<sup>9</sup>を各階に設置することが重要であ

<sup>9</sup> ~~車いす使用者用便房：車いす使用者が円滑に利用することができるように、腰掛便座、手すり等が適切に~~

る。この際、介助等の観点や施設の規模、利用者のニーズ等を考慮しつつ、車いす使用者用便房は男女共用の便房を一つ以上計画とすることが望ましい。

- ③ 車いす使用者用便房を設置する便所については、便所及び便房の出入口並びに通路について、車いす使用者の通行が可能な幅員を確保することが重要である。
- ④ 高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便房、オストメイト対応の水洗器具を、一般の便所内あるいは適切な位置に確保することが重要である。
- ⑤ 床面は滑りにくい仕上げとし、便所及び便房の出入口並びに通路は段差をなくすとともに、出入口に戸を設ける場合には円滑に利用できる仕様とすることが重要である。
- ⑥ 小便器の一個以上は、床置き式又は壁掛式低リップ<sup>10</sup>とし、手すりを設置することが重要である。
- ⑦ 車いす使用者などの障害のある児童生徒等が休憩時間内の教室移動を円滑に行えるようの際などに利用することを考慮し、各階に車いす使用者用便房を配置設置することが重要である望ましい。とりわけ、新築・改築時のバリアフリー基準への適合が求められる場合はもとよりや、長寿命化改修等の大規模な改修時の機会を活用して、各階かつ障害のある児童生徒等が使いやすい位置に車いす使用者用便房を設置することが重要である。
- ⑧ 車いす使用者用便房、オストメイト対応の水洗器具、オムツ交換台シート、シャワー等の設置などを組み合わせて多機能便房バリアフリートイレ<sup>11</sup>とする場合については、多機能便房バリアフリートイレ以外の便所と一体的又はその出入口の近くなど、適切な位置に設置するとともに、車いす使用者の利用に支障が生じないように、整備する箇所に配慮することが望ましい。また、オムツ交換台については、利用する児童生徒等の体格も考慮して、大型のベッドを設置するなどの対応も重要である。この際、車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な広さを持った便房とすることが重要である。
- ⑨ 車いす使用者用便房には、緊急通報ボタンを設置することが重要である。
- ⑩ 洗面台の一個以上は、座位でも容易に使用できる高さ、使いやすい水栓の設置、車いすでひざ下が入るスペースの確保等の措置を講じることが重要である望ましい。
- ⑪ 視覚障害者の利用に配慮して、洗浄ボタン、ペーパーホルダー等の機器の配置については、日本産業規格（J I S）<sup>12</sup>を踏まえ、統一することが望ましい。
- ⑫ 視覚障害者の利用に配慮して、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが重要である有効である。

配置され、十分な空間が確保されている便房。

<sup>10</sup> 壁掛式低リップ：前方に張り出した受け部（リップ部）が床置き式と同様に低く設計されている小便器。

<sup>11</sup> バリアフリートイレ多機能便房：障害のある児童生徒、高齢者、身体障害者に限らず、乳幼児を伴う者等がの多様な人々が可能な限り容易に利用できるように、腰掛便座、手すり、オストメイト用の汚物流しや水栓、オムツ交換シート等のを設置やし、車いすの回転や介助者の同伴等多様な動作が可能な空間が確保されている便房の総称。

<sup>12</sup> 日本産業規格の JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）

- ⑬ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、便房の戸に使用中か否かの表示装置を設置するなど、わかりやすいものとするのが重要である有効である。
- ⑭ 聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時であることを知らせるための光警報装置を設置するのが望ましい有効である。
- ⑮ 屋内運動場に車いす使用者用便房等障害のある人が利用できる便所がない学校については、災害時に避難所となることを想定し、校舎等の隣接する建物の便所と共有して使用できるようにしたり、障害者のある人も利用できるマンホールトイレ等の災害時用トイレの設置を計画したりするなどの対策も重要である。

## (6) 出入りしやすい教室等の出入口

- ① 出入口は、車いす使用者の通過を妨げるような段差を設けず、やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ等を設置することが重要である。また、出入口の幅は、非常時の児童生徒等の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。特に、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とすることが重要である。
- ② 出入口の戸は、開閉しやすい形式のものを設置することが重要であり、引戸とすることが望ましい。この際、危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形式とすることが重要である。また、開き戸を設ける場合も、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
- ③ 車いす使用者が戸の開閉や出入りを行うために必要なスペースを確保することが望ましい。
- ④ 出入口の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮することが望ましい。
- ⑤ 視覚障害者の利用に配慮して、点字や浮き彫り文字により表示を行うことが有効である。

## (7) 建物に出入りしやすい昇降口、玄関

- ① 建物に出入りしやすいよう、分かりやすい位置に、昇降口、玄関及び受付の配置を計画することが重要である。また、運営面でのサポート等の観点から、職員室や事務室等の配置にも考慮して計画することが重要である。
- ② 昇降口、玄関は、床面を滑りにくい仕上げとし、車いす使用者の通過を妨げるような段差を設けず、必要かつ十分な幅を確保するなど、安全かつ円滑に通過できるように配慮することが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ、段差解消機等を設置することが重要である。その際、一足制を採用することなどにより段差を解消するなど、ハード、ソフト両面から検討することも有効である。
- ③ 出入口の前後には、車いす使用者が方向転換できるスペースを確保することが重要である。

- ④ 昇降口、玄関の戸は、開閉しやすい形式のものを設置することが重要である。また、必要に応じて、自動ドアを設置することが望ましい。
- ⑤ 昇降口、玄関の戸のガラス等は、衝突時の事故防止等に配慮することが望ましい重要である。
- ⑥ 受付の位置は、障害者、高齢者、障害者等に対する情報提供やサポート等の運営体制を考慮して計画することが有効である。
- ⑦ 出入口付近に受付カウンターやカメラ付のインターホン等の案内設備を設置することが望ましい。この場合、視覚障害者誘導用ブロックや音声等により案内設備への誘導を行うことが有効である。
- ⑧ 視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、建物や施設の情報案内を点字、音声、文字等により適切に表示することが望ましい。
- ⑨ 車での送迎が必要な児童生徒等の利用に配慮して、車いす使用者用の駐車場や車寄せには屋根を設置することが望ましい。

#### (8) 操作がわかりやすく、学習しやすい建築設備

- ① 建築設備は、操作しやすく、わかりやすいものとすることが重要である。
- ② スイッチ、コンセント、手洗い場等の設備は、使いやすい位置に配置することが重要である。スイッチは大型で操作が容易なボタン形式のものとするとともに、スイッチと壁の色の色相や明度、彩度の差を確保したものとすることが望ましい。水栓金具は上肢が不自由な児童生徒に配慮して操作しやすい形式とすることが重要である。また、手洗いは、車いす使用者が利用しやすいひざ下が入るスペースの確保等、車いす使用者に配慮した個所を設けることが重要である。
- ③ 放送、音響設備は、聴き取りやすいように配慮することが重要である。また、聴覚障害者に配慮して、放送、音響設備とともに文字情報を提示する電光表示板やデジタルサイネージ等を設置することが有効である望ましい。また、避難所として学校施設を利用する場合に、授業で使用している可動式の電子黒板を活用して、案内表示することも有効である。
- ④ 施設利用者の特性や施設用途、立地環境等を考慮し、聴覚障害者の利用に配慮して教室等での磁気誘導システム<sup>13</sup>やデジタル無線方式の補聴援助システムや、屋内運動場等での文字表示装置等を設置することが有効である。
- ⑤ ネットワーク接続可能な設備等の円滑な導入のため、校内の各室・空間や校地内の様々な場所で ICT の活用が可能となるよう無線 LAN を整備することも有効である。

#### (9) 利用しやすい家具

<sup>13</sup> 磁気誘導システム（ヒアリンググループ）：音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が受けて音声として聞くことができるようにするシステム。教室やホールの床下などに電線をループ状に敷設し、アンプ等を通して音声信号の電流を流すことにより磁場を形成するとともに、補聴器の誘導コイル（テレホンコイル）でその磁気を受信し音声信号として聞きとる固定式のシステムや、持ち運びができ必要な箇所に磁気ループをつくる移動式のシステムがある。

- ① 黒板、机、いす、各種棚等の家具は、利用者の体格に配慮して設置することが重要である。
- ② 高さ等の調整が可能な机、いす、黒板等を設置することが望ましい。
- ③ 視覚障害者が楽な姿勢で読み書きを行うことができる傾斜調整が可能な机や、点字機器や教材拡大機器等を使用できる広い机面の机など、障害の特性に配慮した家具を自由に選択できるように準備しておく配置することが有効である。
- ④ 扉付家具については操作しやすい把手を選定することが望ましい。

#### (10) 適切な照明設備

施設利用者の特性、施設用途、立地環境、照明の用途等を考慮して、見やすくまぶしさのない良質な光の得られる照明器具を選定するとともに、適切な照度や、間接光の採用を含む照明器具の位置や向き等を計画することが重要である。

#### (11) 明確な色彩計画とサイン計画

色彩計画は、色相や明度、彩度の差に配慮し、その組合せ等により、エリアサイン表示、誘導方向サイン表示、案内サインなどのわかりやすい表現に十分に配慮することが重要である。と代替可能であるため、色相や明度、彩度の差に配慮するとともに、その際、配慮が必要な児童生徒等の視覚面や心理面での効果または負担等を十分に検討して、円滑に移動でき、かつ、自分の位置の把握や空間認知がしやすく、円滑に移動できるよう各部の色彩計画を行うことが重要である。

## **おわりに**

本指針においては、現時点でのバリアフリー基準の内容や、各障害の状態等を踏まえたバリアフリー化の実践例などをもとに、学校施設のバリアフリー化において必要な考え方、対応等について整理を行ったものである。各学校設置者におかれては、本指針を踏まえつつ、地域の障害者や保護者等の参画も得ながら、多様なニーズを踏まえた学校施設のバリアフリー化の計画を検討しつつ、障害の有無に関わらず、児童生徒等に対する分け隔てのない教育環境の一刻も早い構築を目指して、児童生徒等が互いを支え合い、共に学び、育つことを前提としながら、ソフト、ハード両面から取り得る対応を早急に進めていただくことが必要である。また、これら取組については、児童生徒や教職員等に対する、障害やそれから生じる当事者の困難等への理解を促進することにつながり、心のバリアフリーの促進にも極めて有効である。

## 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標案

### (令和 8 年度～令和 1 2 年度)

令和 2 年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び同法施行令の一部改正により、一定規模以上の新築等を行う場合に建築物移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）への適合義務の対象となる特別特定建築物に公立の小中学校等（義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ。）が新たに位置付けられた。令和 3 年 4 月以降に新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなる。また、バリアフリー法の改正に係る附帯決議には、公立の小中学校について、既設であっても数値目標を示しバリアフリー化を積極的に進めることが言及された。

このことを踏まえ、文部科学省において、公立の小中学校等を対象とし、令和 2 年 1 2 月に既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する整備目標を示し、その達成に向けて取組を進めてきたところであるが、現在のバリアフリー化の進捗状況を踏まえて、令和 8 年度以降の整備目標等を示し、その目標の達成に向けた整備の推進を図るものである。

#### 1. 将来的に目指す姿

- 学校施設の特性等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化の姿として、将来的に目指す姿は、引き続き以下のとおりとする。

○ 公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車いす使用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。

#### 2. 令和 1 2 年度末の整備目標

○ 1. で示す将来的な姿を目指しつつ、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和 7 年度末までの 5 年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を令和 2 年 1 2 月に示し、学校施設のバリアフリー化を推進してきた。その結果、令和 6 年度時点で一定の進捗があったものの、令和 7 年度末までの整備目標に対しては、十分な進捗が見込めていない状況である。このような状況を踏まえて、これまでの整備目標を早期に達成することを目指し、令和 1 2 年度末までの整備目標を、以下のとおり示す。

(整備目標設定の考え方)

- 公立小中学校等について、優先的にバリアフリー化を図る対象として、以下の視点を踏まえ、取組の推進を図る。
  - ・学校における円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員の在籍状況
  - ・災害時における避難所の指定状況(災害対策基本法に基づく指定避難所以外の「避難所」を含む)
- 迅速な対応を進める観点から、あらゆる機会を捉えて、段階的な対応も含め、着実に学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、建築物移動等円滑化基準を参考に、施設全体のバリアフリー化を促進する。
- この際、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、配慮が必要な児童生徒等の入学等の予定や将来的な動向等を踏まえ、柔軟かつ適切な対応を促進する。
- また、各地域の防災部局と連携した避難所整備やバリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針や基本構想の策定などまちづくりの観点からのバリアフリー化の取組も促進する。

(具体的な整備目標)

| 対象                   |                    | 令和7年度<br>(見込み) | 令和12年度末までの目標   |
|----------------------|--------------------|----------------|--|
| バリアフリー<br>トイレ        | 校舎                 | 77.2%          | 避難所に指定されている全ての学校に整備<br>※令和6年度調査時点で総学校数の約97%に相当<br>(数値目標)                 |
|                      | 屋内運動場              | 51.3%          |  |
| スロープ<br>等による<br>段差解消 | 門から建物<br>の前まで      | 校舎             | 全ての学校に整備する <sup>1</sup>  |
|                      |                    | 屋内運動場          |  |
|                      | 昇降口・玄関等<br>から教室等まで | 校舎             |  |
|                      |                    | 屋内運動場          |  |
| エレベーター <sup>2</sup>  | 校舎                 | 32.9%          | 要配慮児童生徒等 <sup>3</sup> が在籍する全ての学校に整備<br>※令和6年度調査時点で総学校数の約43%に相当<br>(数値目標) |
|                      | 屋内運動場              | 72.4%          | 要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備<br>※令和6年度調査時点で総学校数の約78%に相当<br>(数値目標)               |

<sup>1</sup> 小修繕や、段差解消機または既製品のスロープ等による対応を含む。

<sup>2</sup> エレベーター整備数には、1階建ての校舎、屋内運動場を含む。

<sup>3</sup> 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員を指す。

### 3. 個別の目標設定の考え方

2. で示した整備目標について、個別の目標設定の考え方を以下に示す。

#### (1) バリアフリートイレ

- 災害時に避難所となる施設において、車いす使用者用トイレは、良好な避難生活を送る上で重要な機能であることから、避難所に指定されている学校における整備率を原則 100%とすることを目標とする（校舎については、令和 6 年度調査時点で総学校数の約 94%に相当、屋内運動場については、令和 6 年度調査時点で総学校数の約 97%に相当するが、屋内運動場との一体的な利用も想定し、校舎についても屋内運動場と同様の割合を目標とする）。
- この際、新築・改築時において、令和 7 年 6 月に施行された改正バリアフリー基準に基づき、トイレのある各階へ車いす使用者用トイレを設置することはもとより、既存施設についても、可能な限り複数階への車いす使用者用トイレの設置を検討し、長寿命化改修等の大規模改修時には、各階への車いす使用者用トイレの設置を促進することとする。

#### (2) スロープ等による段差解消

- スロープ等による段差の解消は、円滑な移動等を行う上で欠かせないものであり、全ての学校において備えるべき基本的な機能と位置付け、全ての学校を対象とし、整備率を原則 100%とすることを目標とする。
- この際、災害時における避難経路の複数動線の確保や、迅速かつ段階的な整備を図る観点から、小修繕や、段差解消機または既製のスロープ等による対応も含め、段差の解消を積極的に促進することとする。

#### (3) エレベーター

- エレベーターの整備については、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員（要配慮児童生徒等）が在籍している学校においては、人的サポートがなければ、日常的な上下階の移動を円滑に行うことが困難な状況にあり、施設面での対応を急ぐ必要があると考えられることから、現に要配慮児童生徒等が在籍している学校から、エレベーターを優先的・段階的に整備していくことが必要である。
- このため、校舎、屋内運動場ともに、要配慮児童生徒等が在籍している学校において、エレベーターを原則 100%整備することを目標とする（校舎：令和 6 年度調査時点で総学校数の約 43%に相当、屋内運動場：令和 6 年度調査時点で総学校数の約 78%に相当）。

- また、現時点で円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍していない場合等においても、配慮が必要な児童生徒の入学等の見込みを早期に把握し、優先的に対応することを促進する。

#### **4. 整備目標の達成に向けた取組目標**

2. で示した整備目標の達成に向けて、その取組を推進し、また、バリアフリー化の整備内容の質の担保のための取組目標を以下のとおり示す。

##### **(1) 整備計画の策定**

- 早期のバリアフリー化を図るため、令和12年度までに原則全ての学校設置者において、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されることを目標とする。
- この際、迅速かつ実効性のある整備計画の策定がされるよう、現在、ほぼ全ての学校設置者において策定されているインフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画において、現在、計画の更新時期を迎えていることを踏まえて、整備目標の着実な達成に向けたバリアフリー化の整備に関する取組方針や具体的実施時期等について同計画に位置付けることを促進する。

##### **(2) 当事者参画の実施**

- 令和12年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画が実施されること（予定含む）を目標とする。
- 当事者参画に当たっては、児童生徒や教職員、保護者を始め、地域の障害者・高齢者・妊産婦等も当事者<sup>4</sup>として想定し、学校整備に関する検討会等への参画やワークショップ、アンケート・ヒアリング、説明会、パブリックコメント、現地確認・類似施設見学（他の整備案件への還元）等を行うものとする。

#### **5. 学校施設のバリアフリー化の進捗状況のきめ細かな把握**

- 引き続き、整備目標に示した各事項について、その整備の進捗を定期的に把握する。
- また、各学校におけるバリアフリー化の取組の全体像が把握できるよう、ソフト対応の状況や各学校の実情に応じた代替措置等についても把握するなど、各学校施設におけるバリアフリー化の取組状況について、きめ細かく把握し、関係者と共有する。
- この際、当該把握に当たっての学校設置者の負担が過大とならないように配慮する。

---

<sup>4</sup> 「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」（令和7年5月国土交通省）では、「当事者とは、原則としてすべての施設利用者を指すが、多様なニーズを反映したり質の高い施設整備を進めるためには、施設の利用にあたって多くの制約を受ける障害者からのニーズを丁寧に吸い上げることができる人選を行うことが重要である。」と記されている。